

## 令和元年第3回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 9月11日（水）

○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○町政に対する一般質問	8
3番 小杉修一 議員	8
1番 大塚鉄也 議員	12
5番 常山知子 議員	14
2番 林 太平 議員	21
11番 内海勝男 議員	24
○町長提出議案の報告及び一括上程	32
○認定第1号から認定第4号の説明	32
○延会について	41
○次会日程の報告	41
○延 会	41



### 9月12日（木）

○開 議	45
○議事日程の報告	45
○認定第1号の質疑、討論、採決	45
・認定第1号 平成30年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について	
○認定第2号の質疑、討論、採決	66
・認定第2号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第3号の質疑、討論、採決	68
・認定第3号 平成30年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第4号の質疑、討論、採決	68

・認定第4号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第23号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第24号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の全部を改正する条例の制定について	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	74
・議案第25号 令和元年度皆野町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	79
・議案第26号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	80
・議案第27号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	81
・議案第28号 令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
○日程の追加	82
○同意第17号の説明、質疑、採決	83
・同意第17号 監査委員の選任について	
○同意第18号の説明、質疑、討論、採決	85
・同意第18号 公平委員会委員の選任について	
○総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑	85
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	86
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	87
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	87
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	88
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	88
○議決事件の字句及び数字等の整理	88
○閉会について	89
○閉 会	89

○ 招 集 告 示

皆野町告示第31号

令和元年第3回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月4日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 令和元年9月11日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員	
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員	
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員	
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員	
9番	大	澤	径	子	議員	10番	四	方	田		実	議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員	

不応招議員（なし）

## 令和元年第3回皆野町議会定例会 第1日

令和元年9月11日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

1番 大 塚 鉄 也 議員

5番 常 山 知 子 議員

2番 林 太 平 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、認定第1号 平成30年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について

1、認定第2号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、認定第3号 平成30年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、認定第4号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原	睦夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 会計課長	橋本賢伸	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	中島直輝
町民生活 課長	長島弘	健康福祉 課長	浅見幸弘
税務課長	豊田昭夫	産業観光 課長	玉谷泰典
建設課長	宮原宏一	教育次長	設楽知伸
代表監査 委員	田島伸一		

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田	巖
------	------	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。  
これより令和元年第3回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤金作議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤金作議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本日は、令和元年第3回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、常日ごろより地域づくり、まちづくりに熱心に取り組んでいただき、敬意と感謝の意を表します。

8日夜半から9日未明にかけて、関東地方を直撃した台風15号について申し上げます。8日午後11時、役場に災害警戒本部を設置し、警戒態勢をしきました。県道の3カ所に倒木があり、迅速に対応していただきました。その他、特段の被害はなく過ぎていきました。

令和に入り、初めての第51回秩父音頭まつりも、極めてにぎやかに盛大に開催できました。台風の影響も心配されましたが、町内外から71チーム、約1,600人の皆様の粋と艶の共演が予定どおり披露され、満場の喝采を博しました。これは、町議会議員の皆様を初めとする多くの皆様のご協力と熱意の結晶であり、改めて厚く御礼を申し上げます。

ここで、町と各種団体との連携、交流活動の概要について申し上げます。まず、浅草との交流においては、サンバカーニバルの観賞と雷門盆踊りのブースにおいて、町、町内商店による土産品の販売や町のPRを行いました。また、上野恩賜公園での日本伝統文化フェスタに町内商店が出店し、商談も成立しました。皆野中学生がパキスタンフェスタに参加し、秩父音頭の披露や大使との意見交換を行い、交流とグローバル教育が図られました。皆野中学生と早稲田大学カザフスタン留学生との秩父音頭や英語授業、企業見学など、国際交流を深めました。大妻女子大学と町内商店との連携事業で、和カクテル開発に取り組んでいます。また、皆野高校との連携によりジビエの新商品開発に取り組んでいます。西武ライオンズとフレンドリーシティ協定を結び、西武球場のみ〜などともに町の観光PRを行いました。これらの活動の多くは、新聞で広く報道されました。

マンジュシャゲが咲く9月は敬老月であります。来る26、27日は、慶寿の祝いで議員の皆様のご臨席を賜り、それぞれの長寿と金婚、金剛石婚をともに祝っていただきたいと思います。

また、スポーツの秋の始まりです。幼稚園、小中学校の運動会が開催されます。

本定例会において、平成30年度皆野町一般会計歳入歳出決算を初めとする3特別会計歳入歳出決算の認定をお願いします。

決算審査意見書において、田島伸一代表監査委員さん、内海勝男監査委員さんからは、決算調書等は法令に準拠して作成され、正確であり、執行も法令に基づいた適正なものと認められるとの審査意見をいただいております。

また、町財政の健全性においても、早期健全化基準を下回っているが、引き続き健全財政に努められたい旨の健全化判断比率の審査意見でした。今後も、健全財政に裏打ちされた住んでみたい町、住み続けたい町、ときめきの皆野づくりに取り組んでまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり12件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

---

◇

#### ◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

---

◇

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤金作議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

10番 四方田 実 議員

11番 内海勝男 議員

を指名いたします。

---

◇

#### ◎会期の決定

○議長（大澤金作議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの3日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（大澤金作議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

6月27日、28日の日程で、埼玉県町村議会議長会主催の県外視察では、長野県飯綱町議会を視察しました。

月が変わりまして、7月5日、長瀬町役場で開催の秩父地域議長会第1回定例会に出席しました。

23日、秩父神社参集殿で開催の三議連第2回役員会に副議長と出席しました。

29日、小鹿野町役場で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に出席しました。

月が変わりまして、8月5日、秩父市歴史文化伝承館で開催の秩父地区暴力排除推進協議会総会に出席しました。

6日、秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森を守る秩父地域議員連盟の国土交通省並びに農林水産省、環境省、関東地方整備局への要望活動には、副議長に出席をいただきました。

11日、横瀬町町民会館ホールで開催の第34回ヨコゼ音楽祭に、15日、長瀬町で開催の長瀬船玉まつりに、19日、ホテルブリランテ武蔵野で開催の県町村議会議長会地方行政懇談会に出席しました。

月が変わりまして、9月8日、西武秩父駅前温泉祭の湯で開催のちちぶ乾杯共和国建国宣言DAYに出席しました。

次に、皆野・長瀬下水道組合理員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 特にございませぬ。

○議長（大澤金作議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合理員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田実です。秩父広域市町村圏組合理員会の報告を行います。

令和元年7月24日、秩父広域市町村圏組合理員会第2回定例会が開催されました。諸報告として4件、管理者提出議案4件、一般質問3件がありました。諸報告として、1、建設改良費の繰越額の報告、2、継続費通次繰越額の報告、3、継続費の精算報告、4、平成30年度秩父広域市町村圏組合資金不足比率の報告。続いて、管理者提出議案として4件、平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、2、秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例、3、令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算、4、秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についての審議が行われました。

続いて、同日、全員協議会が開かれました。議事として、水道事業経営審議会の経過報告、2、秩父ミューズパーク配水池について、3、小型乗用車寄贈について、4、議会運営についての説明がありました。

以上、秩父広域市町村圏組合理員会の報告とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） 監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。その

写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



### ◎行政報告

○議長（大澤金作議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 特にございませぬ。

○議長（大澤金作議員） これをもって行政報告を終わります。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（大澤金作議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は、簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） おはようございます。3番、小杉修一です。ことしの夏も、全国で猛暑が続きましたが、佐賀県のほうでは未曾有の豪雨が発生し、犠牲になられた方も出てしまい、大変な災害になりました。また、先日の台風15号では、当町にも多少の被害があったようですが、特に千葉県に甚大な被害が発生いたしました。ともにお見舞い申し上げます。政府においては、韓国のことは放っておいて、これらの復興に全力で取り組んでもらいたいと思います。温暖化の気象変動がどこにあらわれるのか、油断できない状況になったと改めて思ったりいたしますが、町で今月末に予定されている金崎地区の防災訓練には、気合いを入れてやってみていただきたいと思います。

また、イギリスではEU離脱の変動に果敢に向かっていたりしますが、その国で神秘的の湖の水をバケツでくみ上げて、その成分とかを最新の科学の力で分析したとか何とか、世界中の人々のロマンを潰して得意そうに言っていました。確かにバケツにメダカはいなかったのであって、あとは何が最新の科学なのか、日々忙しいので自分としては「ご苦労さま」とだけ申し上げたいと思います。私は、皆野小学校で学びましたが、そのころからずっと、これからも世界中の子供たちに、ネッシーはいるのであります。ロマンの湖はサイエンスよりも深いのです。豊田教育長も、その方向でどうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、一般質問に入ります。真剣にいきます。よろしく申し上げます。

初めに、質問1項目、マレットゴルフ場の事業計画についてであります。マレットゴルフ場を下日野沢地区に用地買収してつくることに関してお聞きします。

- ①、町内外のどのくらい的人数が日々利用されるとお考えになりますか。
- ②、その方たちはどのような移動手段をとられますか。また、駐車場はどのくらい整備されますか。
- ③、施設の管理費を含めた維持費はどのくらい見込まれますか。また、利用料はどのくらいもらう予定でしょうか。

質問の2項目、町道皆野4号線の区画線が半分しか設置されない状況について。町道皆野4号線は、現状大変交通量が多く、重要な路線であります。内海議員も質問されましたが、今回6月の発注により区画線白色とグリーンベルトが設置されましたが、県道からバイパスに至る区間の約半分のみ施工です。通学路でもありますし、せつかくなので当区間全部に施工できないのか、お聞かせください。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 3番、小杉議員さんからの一般質問通告書1のマレットゴルフ場の事業計画についての①、町内外のどのくらい的人数が日々利用されると考えますかについてお答え申し上げます。

マレットゴルフ場は、多様なスポーツの振興や健康増進政策、誘客の一助として効果が期待されております。皆野町マレットゴルフ協会の会員40名や、初めてプレーをされる町民の方を初め、県内外の愛好家や観光客を対象に、老若男女問わず一人でも多くの方に利用していただきたいと考えております。

次に、②、その方たちはどのような移動手段をとられますか。また、駐車場はどのくらい整備されますかについてお答え申し上げます。移動手段につきましては、主に乗用車を考えております。駐車場は、乗用車20台分の駐車スペース、約700平方メートルを設ける予定であります。なお、あいたスペースに自転車をとめることもできます。また、町営バスもご利用いただけます。温泉前バス停で下車、徒歩5分です。

最後に、③、施設の管理費を含めた維持費はどのくらい見込まれますか。また、利用料はどのくらいもらいますかについてお答え申し上げます。維持管理につきましては、皆野町マレットゴルフ協会に管理委託をお願いしたいと考えております。維持管理委託金額については、先進地の例やコース等を勘案し、検討したいと考えております。先進地の例では、委託料は年間25万円程度となっており、主に除草作業やコース修繕の管理を行っております。また、別途除草剤、草刈り機の燃料等の消耗品で30万円の費用がかかっております。利用料につきましては、先進地の例を参考に検討中でございます。町民を初め多くの方に、毎日でも来てプレーをしていただけるようなマレットゴルフ場を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんから通告のありました町道皆野4号線の区画線が半分しか設置されていない状況についてお答えいたします。

町道皆野4号線の改良につきましては、平成20年度路線測量設計を行いました。平成22年度に、特に幅員が狭く危険であった下富沢橋付近約120メートルの区間について改良工事を行いました。ご質問の外側線設置につきましては、平成31年第1回定例会におきまして、内海議員さんから通学路の安全対策についてご質問をいただき、その後法定外表示等の設置基準に基づきまして、4月に現地で秩父警察署と協議を行い、その結果、外側線は国道140号から改良済み区間、グリーンベルトは国道140号と交差点ヤオコー側に歩道があるため、歩道設置箇所及び改良済み区間となり、残りの区間については未改良で幅員が狭いため、外側線の設置は好ましくなく、学童注意等の路面標示が妥当であるということでございます。また、

町道皆野77号線及び79号線交差点については、交差点を強調するため外側線と丁字表示の設置の協議により実施しております。

今後も重要な町道でありますので、未改良区間につきましては区長さん等のご協力をいただきながら、地権者の方に承諾がいただけますよう交渉を継続して、交通安全対策を図ってまいりたいと思います。小杉議員さんにおかれましても地元でもありますので、ぜひともご指導、ご協力のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 再質問をさせていただきます。

マレットゴルフ場というのをつくられることになりまして、多くの町民がまだまだそれを知らないという状況にあると思います。40人ほどの方がいて、今やられているということですがけれども、先ほど来の教育長の答弁をいただきまして、ここに何か盛り上がるものをつくるのだという、その感じがまだまだなくて、大丈夫なのかなというところです。こういうものをつくって利用客がどんどん増えていかないと、せっかくつくるものがちょっと心配なものになってしまうわけでありましてけれども、その辺どのように、実際もうつくるのですから、多くの町民を取り込んでいこうというような考えにありますか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

マレットゴルフ場を活用する人数をどのように増やすかということだと思いますけれども、このマレットゴルフ場の企画には、さまざまな側面があります。例えば世代間交流の推進、家族のきずなの結束、体力向上、健康増進、まちづくり、誘客の一助、いろいろな効果が期待されると考えているところですが、そのような観点からどのようなことができていくか、これを役場の各課総出でプロジェクトチームなりをつくり、積極的に検討していきたいと考えております。例えばですが、教育委員会としては各学校に働きかけて子供の参加を募る、あるいは教職員でマレットゴルフクラブをつくるなど、いろいろなことが考えられます。あるいは英語でマレットゴルフを行うとか、そういったことも可能でございますので、そのような努力を今後していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 割と大人のほうの人、今本物のゴルフのほうが大分盛んであります。だから、そっちのほうよりも、今お聞きしたように小学生、中学生が興味を持ってそのほうでやっていたら、またその部分では広がっていくのかなということも感じられるところではあります。

それで、やっていくにつき町では、健康増進といって大分予算を使いながらもプールを維持しているわけですが、そのような町において、維持費が先ほど聞いた中でおさまるのか、マレットゴルフ協会には、やはりそれなりの委託料が払われるのでしょうか。シルバーではなくて、マレットゴルフ協会に委託しての管理になるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 小杉議員さんの再々質問にお答えします。

近隣のマレットゴルフを運営しているところでは、やはりその地域のマレットゴルフクラブに管理委託をする例が多いと聞いております。その理由として、実際に使っている人たちが管理していくものですから、きめ細かな管理ができる。プレーヤーにとってかゆいところに手が届くというような、そういうふう

な管理ができると聞いております。そのような理由から、本町においてもマレットゴルフ協会等をお願いして管理委託をしていくのがいいのではないかと、現在は考えているところでございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） マレットゴルフ協会というのは、もう大分前からあるのでしょうか。それで、除草という感じを考えると、シルバーのほうは今草をやめてしまったりしたところでもありますし、お風呂のほうもやめてしまったりで、何か喜んでやってくれるような気がするのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいまの小杉議員さんのご提言を参考にして、検討していきたいと思っております。そのお話も参考にして。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） やるからには、いろいろな方法で盛り上げてもらうように、よろしく願いいたします。

町道4号線のことをお聞きしましたが、少し驚いたので再質問いたします。あそこは大変交通量が多く、通学路だということで認識されておりまして、区画を歩行者のグリーンベルト等、いろいろ区画をしようという計画が町から上がったと。警察と協議したのだけれども、町は線を引きたいのだけれども、警察が引くなと、線を引かないということはどういうことだか。線を引くと狭くなる、その道は、だから狭いけれども、通学路には間違いがない。車が優先されるのか、そんな感じがしてしまうのですけれども、町としては引きたい。協議の結果、警察は引かせない、そんな感じでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど警察と協議を行いましたというお話をしてございます。その中で、警視庁のほうから通達が来ておりまして、法定外表示等の設置指針というのがございます。これに基づきまして、外側線並びに道路管理者が引く区画線等につきましては、所管の警察と協議をするという通達が来ております。

町といたしましても、先ほど小杉議員さんがおっしゃられましたように、通学路であります。交通安全を重視し、やっていくという形でございまして警察と協議いたしました。なお、幅員がやっぱり狭い箇所がございます。そこで、外側線、グリーンベルトを引くと交通の支障になります。なお、4号線につきましては、一部境界が定まっていないところがございます。その部分もございまして、今回の工事の施工になりました。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そういう流れの中で、先ほどの最初の答弁の中で、道路改良に向けて頑張ってくれている趣旨の答弁いただいております。この際、もうあそこをぜひとも頑張って拡幅する方向と、あと出口のところで、自分は小宮課長の時代に、ちょっとこんな計画がというところもお聞きしたりしたこともありますけれども、なかなかいいプランであるので、その辺もぜひ押し進めてあの辺がうまく改良できたらいいのではないかと思います。そんなわけで、よろしく願いいたします。

それで、先ほど最初に自分が言っていたら教育長がうなずいていただいて、ネッシーのことで。うれしくなってちょっと忘れかけてしまったのですけれども、これです。「広報みなの」、大変見事な表紙をつく

っていただきまして、親鼻として感謝いたしております。ありがとうございました。この写真は誰が撮ったんかさという声もあるのですが、親鼻にみなハートクリニックがありまして、佐藤純一先生が撮っていただきました。自分としては、広報常任委員長をやっていたときからいろいろな広報とか、うちのほうも町報もみんなカラーにしたほうがいいのではないかといろいろ言っていましたけれども、これは白黒に見えますけれども、カラー。カラーなのですから、見事な白黒ででき上がっているなと思います。大変ありがとうございました。

以上です。

---

○議長（大澤金作議員） 次に、12番、宮原睦夫議員から通告のありました一般質問については、議長に取り下げの申し出があり許可いたしましたので、ご報告をいたします。

---

○議長（大澤金作議員） 次に、1番、大塚鉄也議員の質問を許します。

1番、大塚鉄也議員。

〔1番 大塚鉄也議員登壇〕

○1番（大塚鉄也議員） 1番、大塚鉄也です。みらい創造課が設立いたしまして1年半、いろいろな事業をしていただいて、皆野町の発展が幾らか目に見えているかなというような思いもします。

そこで、今までの取り組みの状況、また1番、2番と分けてありますが、取り組みと新たな企画等をちょっと知りたいので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

〔みらい創造課長 中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝） 1番、大塚議員さんからの一般質問通告書に基づきまして、お答えを申し上げます。なお、ご質問の1、今までの取り組み及び2、今後の取り組みについては関連してございますので、一括での答弁とさせていただきます。

みらい創造課は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた地方創生の実現に向けて、定住促進、広報広聴、企画担当部門として、平成30年4月に創設された課でございます。これらの所管業務の中でも全てに共通する部分として、まずは町の認知度を上げるプロモーション、関係人口の創出に向けて地域間交流や各種団体との連携体制の構築に力を入れてまいりました。平成30年度は、地域間交流の推進として浅草との交流事業の企画立案を、定住、移住の取り組みのベースとしましては、お試し居住用住宅の整備をそれぞれ行ってまいりました。

浅草との交流では、浅草雷門前で開催された盆踊りのメインステージに、かつて秩父音頭まつりで使用された櫓を設置し、町と秩父音頭のPRをするなど、年間通して8つの事業を行っております。その成果として、新聞やテレビなどマスコミへの皆野町の露出が増え、町の認知度向上が図られたほか、各事業に参加をいただいた町民の皆様が、町に対してより一層の愛着を抱いていただくことにつながっていると考

えております。

移住、定住の取り組みとしましては、町内の空き家を整備して、移住希望者が町での暮らしを体験できるお試し居住用住宅として整備を行っております。なお、事業の執行に当たりましては、例えばお試し居住用住宅の整備費用993万6,000円のうち、町の実質的な負担費用は248万4,000円に抑えるなど、いずれも県からの補助制度を最大限に活用し、一般財源の効率的な運用に努めております。

また、新たな魅力の創造、活用策の検討会議として、みなの魅力発掘・創造会議を累計30回、事務局として運営し、最終的な町への答申をいただいたところでございます。令和元年度に入りまして、新たな企画といたしまして対外的な連携、交流の動きを加速化させております。まず、自治体との連携が新たに3つスタートいたしました。鴻巣市とはポピーつながりの連携事業などを実施しております。

次に、荒川区とは、荒川区が主催する自治体連合会に今年度から加入し、住民の満足度を高める取り組みなどについて、共同で研究を行っております。

台東区とも連携の一つとして、上野公園を舞台に日本伝統文化フェスタへの出展や、パキスタンと日本との国交推進イベントに参加をするなど、グローバルな交流を中心に連携を進めております。これらのイベントへの自治体としての参加は、日本全国で皆野町だけでございまして、非常に大きなPR効果がございました。

パキスタンとの国交推進イベントでは、駐日パキスタン大使と直接交流する機会もいただいております。イベント出展により、町ブース内で出展をいただいた民間事業者と浅草側との商談も会場内で進みまして、今後の新たな取引が成立するなど、経済活性化の点でも大きな成果がございました。

次に、学術機関との連携を新たに3つ始めてございます。1つは、5月10日に皆野高校と包括連携協定を締結し、さまざまな取り組みを行っております。皆野町からの提案に基づき、1市4町の5自治体と秩父地域県立高校4校との連携した取り組みも同時にスタートしており、地域全体を盛り上げる取り組みが進んでおります。

2つ目に、5月22日に新たに早稲田大学人間科学学術院と包括連携協定を締結いたしました。地方創生や教育力の向上に向けて協力して取り組んでいくこととなり、その交流第1弾の事業としまして、皆野中学校でのカザフスタンからの留学生との国際交流イベントを実施いたしました。ちょうど昨日から、早稲田大学がカザフスタンで学術イベントに出でおりますが、その場で皆野町のはっぴを着用して、町や町特産品のPRをしていただいていると聞いております。世界規模で町のPRが進んでいることも、連携の大きな成果でございます。10月には、早稲田大学の文化祭に皆野町のブースを用意していただき、中学生による作品展示やキャンパスツアーを実施する予定でございます。さらなるキャリア教育の推進の一助となるものと考えております。

学術機関との連携の3点目でございますが、大妻女子大学との連携によるご当地カクテル開発を新たにスタートいたしました。より一層秩父の日本酒の流通が図られるよう、女子学生の若い視点、女性ならではの観点を生かして、皆野の特産品を活用したカクテル開発が行われております。今後の町の新たな名物となることを期待しております。

その他、民間企業との連携も進めてございます。1つは、西武ライオンズとの連携でございます。5月17日に、西武ライオンズとフレンドリーシティ協定を締結いたしました。地域振興に、スポーツの面で西武ライオンズの力をお貸しいただくこととなっております。今後、町のイベントに西武ライオンズのマスコットキャラクターの派遣や、野球教室の開催などを検討してまいります。

最後に、秩父鉄道と連携した町のキャッチコピー、秩父鉄道皆野駅、親鼻駅の副駅名の公募事業を行っております。8月1日からの1カ月間を公募期間といたしまして、秩父鉄道の協力により鉄道主要駅などに応募ボックスを設置し、日本全国からアイデアを募集いたしました。現在選定作業中ですが、県内にとどまらず日本各地から多数の応募をいただいております、目的としておりました、町を知ってもらうきっかけとなったのではないかと考えております。

なお、6月21日に閣議決定がございましたまち・ひと・しごと創生基本方針には、こうした関係人口の創出、拡大や、多様な関係者との連携の位置づけの明確化が新たに示されております。皆野町の取り組みは、国のこうした方針に合致するだけでなく、まさに国の方針改定を先取りして進めてきたものと言えると考えております。

最後に、今後の新たな企画につきましては、その根拠となる町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定作業を現在行っております。これまでに関係を構築してまいりました関係各機関とのつながりをさらに発展させまして、町内経済の活性化やにぎわいある町、ひいてはときめきの皆野の実現に向けて、さらなる施策の企画立案を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） 丁寧な回答でありがとうございました。

埼玉県からの予算を最大限に使ったり、あと皆野町独自の企画で、日本全国ではなく世界にも発信しているということで、なかなかすごい企画を出しているなという思いはあります。何点か気になっているのですが、皆野高校との交流は、そこでまた早稲田との交流もパイプをつくっていただいたり、皆野高校がなくなるといような、危機感がちょっとありますので、そういう興味を持っていただくような、皆野高校を守っていただくような、そんな企画もお願いしたいです。

あと、これはみらい創造課にだかわからないのですが、最近ドローンの活用がテレビでもやっておりますが、深谷教習所ではドローンの教習を行っているというぐらい、やっぱりドローンが注目されております。防災訓練でもドローンが活用されたり、あと災害場所、ちょっと人が入れないような場所にもドローン、またお祭りだとかイベントごとにもドローンと、意外とドローン、ドローンで活躍する場所が多いので、ちょっとドローンのことも入れていただいて、町の職員の方で何か得意な方をつくっていただいて、それで町から委託するのではなく、ドローンをよそから教えてくれと来るような状況ができればいいかなと、このように思います。

全然話はまとまりませんが、みらい創造課の中島課長にはいろいろと企画していただいて助かっておりますが、あと半年猶予がありますので、しっかりと皆野町の未来のために企画を立てていただいて、次の世代へと引き継いでいただきたいと思います。

私からの一般質問をこれで終わりにします。どうもありがとうございました。

---

○議長（大澤金作議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、昨年は西日本豪雨、また関西地方を襲った台風、そして北海道地震と、相次ぐ自然災害に見舞われました。また、ことし8月、つい先日には北九州を初めとする豪雨で4名の死者が出ました。犠牲になられた方に哀悼を、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。毎年のように、日本列島のどこかで大災害が起き、とうとい命と財産が失われています。秩父地域は大丈夫ということは通用しません。いつ私たちの地域が災害に見舞われるかわかりません。町民の命と財産を守る備えをしっかりとやっていたかなければならないと思います。

さて、7月の参院選を受け、安倍首相は国民の理解を得たと消費税10%増税、9条改憲を進めることを表明しましたが、とんでもありません。ことし春からの食料品などの値上げが既に家計を直撃し、10%増税なんてとんでもないと怒りが広がっています。国民の所得、消費が低迷し、世界経済の先行きも不安な状況です。こんなときに増税を強行することは、景気をますます悪くすることです。ややこしい複数税率やポイント還元、プレミアム付商品券の発行など、その財源規模は増税分を上回るのではないかとわれ、何のための増税なのか、今からでも10%増税は中止すべきです。

それでは、質問に入ります。3点あります。まず最初は、お試し住宅「来てみ～な」についてです。平成27年度、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画が立てられ、来年3月でその期間が終了します。さまざまな目標の総点検となる時期です。その1つとして、1、皆野暮らしを実現できる町。定住、移住の促進の中でお試し住宅ができ、移住体験事業参加世帯も好調に利用されていると聞いています。現在、予約も入れて何世帯ぐらいの利用者がいますか。

2つ目は、その中で移住につながる事が望ましいことですが、そうした動きがあるのかどうか。

3番目は、お試し住宅の場所は町なかに近いところで、比較的交通の便もよいところにあります。山間部にもお試し住宅をつくる考えはありますか。

2つ目は、防災行政無線についてです。防災行政無線の整備が行われて7年以上がたちます。いまだに放送がよく聞こえない、聞きづらいという声を聞きます。全町的に調査をし、対策をとる必要がありますが、その考えをお聞きします。

3番目は、3歳児健診についてです。子供たちの健全な成長のために、乳幼児健診が行われています。その中で、子供の弱視について早期発見が重要だと言われています。1つ、現在3歳児健診ではどのような眼科の検査が行われていますか。

2つ目は、3歳児健診に眼科検査を取り入れる考えをお聞きします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

〔みらい創造課長 中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝） 5番、常山議員さんからの一般質問通告書に基づきまして、順次お答えを申し上げます。

まず、ご質問1の1、お試し居住用住宅の利用状況についてお答えを申し上げます。町では、人口減少の抑制と持続可能なまちづくりを目指し、移住、定住の取り組みを進めております。お試し居住用住宅「来てみ～な」は、移住、定住の入り口として町の暮らしを体験できるよう、県の補助を受けて昨年度整備を行ったものでございます。今年度貸し出しに必要な手続の整備などを行い、4月25日に利用を開始いたしました。オープン時の様子は、埼玉新聞に大きく取り上げていただいております。施設の周知につきまし

ては、利用案内や申し込みフォームを町ホームページに設けたほか、移住関係の外部サイトで紹介をいただくなど、町外の方に情報がしっかりと届くように進めてまいります。

議員からご質問のございました現在の利用状況につきましては、8月末現在で利用申込者数が計15組34人、このうち既にご利用いただいた方が計6組17人でございます。今後の利用予定者につきましては、7組15人の予定でございます。今後も引き続き、多くの方にご利用いただけるよう施設の周知を進めてまいります。

続きまして、ご質問1の2、利用者の中で移住につながる動きがあるかのご質問についてお答えを申し上げます。一般に、移住を検討する際に重要な要素として、住まい、仕事、利便性の3つがあるとされており、このうち、住まいと利便性の2つについて、お試し居住用住宅での生活により体験してもらえるものと考えております。また、残る仕事についても、インターネットを活用したお試しオフィスとして使用いただくことで、環境を確認できるようにしております。

お試し居住用住宅の成果として、近隣の秩父市では、これまでに利用者のうち8組が実際の移住につながったと聞いております。皆野町においても、幼稚園や小学校の様子が見たいなど、移住後の教育環境を意識した利用者が多く、お試し居住の利用が移住に結びつく可能性は高いと考えております。

また、利用者へのアンケート調査の結果といたしまして、移住の検討に当たり自家用自動車がなくても生活できる場所かどうか、季節ごとの様子などを事前に確認したいという声が多くございました。今すぐに移住につながることももちろんございますが、夏、冬といった異なる季節で町の生活を体験してもらうことで、より実際の移住につながっていくと考えております。みらい創造課といたしましても、利用者に季節ごとに改めてご案内をすることで、単発1回の利用に終わらせず、移住につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の1の3、山間部にお試し居住用住宅をつくる考えはあるかのご質問についてお答えを申し上げます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、移住を検討する際の重要な要素の一つに利便性がございます。首都圏からの移住希望者に対しては、車を使わずにどのような生活ができるのかを伝えることが重要であると考えております。こうした現状に基づきまして、まずは利便性の高い現在のお試し居住用住宅の利用促進を行ってまいりたいと考えております。具体的には、お試し居住用住宅利用者を対象とした農業体験などの体験型ツアーの開発、案内や、より一層施設を認知していただけるように周知を図っていくことを検討しております。

また、今後山間部の暮らしの体験を希望する声があるかなどを調査する予定でございます。移住希望者のニーズが確認できた場合には、山間部へのお試し居住用住宅設置も視野に入れまして、お試し居住の運用を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項2、防災行政無線についてお答えいたします。

防災行政無線につきましては、平成24年度、25年度の2カ年で親局設備、中継局設備、屋外拡声子局67局を整備しております。運用開始後も町内に難聴地域があることから、その解消を図るため平成26年度、27年度にかけて、屋外拡声子局増設工事を実施いたしました。工事内容は、新たに屋外拡声子局を4局増

設するとともに、既存の子局7局についてスピーカーを増設しております。この増設工事によりまして、一定の改善が図られております。しかしながら、常山議員さんのご指摘のとおり、防災行政無線からの放送がよく聞こえない、聞きづらいというご意見は総務課にも寄せられておりまして、その対応は現地確認を行い、戸別受信機を設置しております。

ご質問のありました全町的な調査の実施につきましては、現時点では予定しておりません。「広報みな」等へ防災行政無線に関する記事を掲載し、よく聞こえない、聞きづらい場合には、申請に基づき戸別受信機を設置することで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項3、3歳児健診についてお答えいたします。

1点目の3歳児健診ではどのような検査が行われていますかでございますが、医師、看護師、栄養士、保健師等のスタッフによりまして年6回、皆野総合センターを会場に、身体測定、尿検査、歯科検査、聴覚検査などを行っております。眼科分野については、1次健診として家庭においてランドルト環による視力検査とアンケート調査を行っております。家庭で検査ができなかったお子さんは、2次健診として健診会場で保健師が視力検査を行っております。月齢によっては、ランドルト環を用いた検査が難しいこともございますので、会場できなかつたお子さんについては、2カ月から3カ月後ぐらいに再度家庭で検査をしていただき、その結果を確認しております。1次健診や2次健診、家庭での再検査の結果が、治療が必要な目の病気が疑われた場合は、眼科医療機関の受診を勧めております。

2点目の3歳児健診に眼科検査を取り入れる考えについてでございますが、町では平成3年度から屈折異常などを早期に発見するため、ランドルト環を用いた視力検査を行っております。近年、3歳児健診に視機能検査のスペシャリストである視能訓練士が参加したり、さまざまな機器を使用する健診を取り入れるところもございます。使用する機器によっては精度の違いもありますので、より質の高い健診を行うためにも、今後研究していきたい考えでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 答弁をいただきましたので、順番に再質問を行いたいと思います。

まず、第1番目のお試し住宅「来てみ～な」についてですが、利用世帯、今先ほど答弁にありましたように予想以上の利用者が、申し込みもあるし、既に利用していると私は思います。このお試し住宅は、DIY講習で改修が行われたわけですが、利用世帯の中には、このDIY講習に参加された方もいらっしゃるのかどうかお願いします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 5番、常山議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

DIY講習参加者の中で、このお試し居住の利用者がいるかどうかでございますが、現在の利用者の中にはおりません。しかしながら、今後の申込者の中にはございまして、10月に利用をいただく予定でございます。1組利用の予定がございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） こういうD I Y講習から参加されている方というのは、やはり皆野町というか、そういうお試し住宅とかにすごく興味がある方だと思いますので、ぜひそういう方が参加されるというか、お試し住宅を利用するという事は、大変よかったですと思います。

それで、次の移住につながる動きなのですけども、本当に私も、先日新聞に秩父市のお試し住宅の取り組みの記事がありました。読まれたと思うのですが、1組の夫婦の話ですが、既にお試し住宅の利用は3回目だそうです、その人は。そろそろ秩父暮らしに気持ちが傾いてきて、住むための物件を探し始めたという内容でした。やはり1回だけ、1回ぐらいで決めるということは大変難しいし、一口に移住と言っても、その決断というのは本当に勇気が要ることだと私は思います。そういうわけで、先ほどアンケートも実施されているということなのですけども、何度もこの町に来て、町のよさを知ってもらうことだと思うのですが、ぜひ粘り強く利用者へのフォローを続けていってほしいと思います。

これはあれなのですけども、平成29年6月議会で、私は定住促進について考えを述べさせていただいたのですが、これはみらい創造課だけの問題ではなくて、町全体の問題です。どういうまちづくりをするか、これが町が発信していくことではないかと思っています。子育て世代に町に住んでもらって、職場のある地域に通ってもらう。退職後は、ゆっくりと田舎暮らしを楽しんでもらう。住めるいい町、住み続けられる町を目指していく。それには、今も一生懸命子育て支援をやっていただいておりますが、さらなる子育て支援だとか、安心安全の防災災害対策、本当にこれからどういう災害が起こるかわからない、そういう対策をしっかりやる。高齢者対策は、医療や介護の充実で、みんなが気軽に外出できる交通網の整備、商店街の活性化など、本当にいろんなことがあります、これらを中心にどんなまちづくりをするのかということは、私たち今住んでいる人、それからこれから町に移住を考える人、全てにかかわってくると思います。そして、移住者にはこんなまちづくりをしています。だから、どうぞ皆野町に来て安心して暮らしてください、そういうようなアピールをすること、この移住へのきっかけになるのではないかと思います、これはまちづくりについてですので、町長いかがですか。どう考えていますか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今議員がおっしゃられたとおり、私もほぼそのとおりだろうかと、こんな思いで聞いておりました。

防災行政無線の聞こえないというようなことにつきましても、あるいは先ほど大塚議員の質問にもありましたように、山間地域あるいはまた以前にも大雪が降って大きな災害がありましたけれども、あのようなことも想定しながら、ドローンというようなものにつきましても研究していく必要があるかなと、こんな思いがしております。ただ、子育て支援等につきましても、かなり力を入れてまいったのですけれども、残念ながらことしの4月からきょうまでの出生数がまだ14人でございまして、今のペースでいきますと、30人ぐらいを少しオーバーできるかなというような感じがしております、もう少し子供、出生数が増えてほしいものだと、こんな思いがしております。しかし、これはこの町だけに限ったことでなくて、近隣の町村にお聞きいたしましても、同じような状況であるというようなこととございまして。国もそうしたことについては、かなり力を入れてくるというようなこととございまして、議員の皆さん方、あるいは町の執行側としっかり連携をとりまして、これらにつきましても、よりしっかりした取り組みをしていかなければかなと、こんな思いがしながら今聞いておりました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 町長からいい答弁をいただいたのですけれども、本当に皆さんしっかりと、出生数その前は48でしたか、また減ってしまうのかなというのを聞いていましたが、やはり子供が産み育てられる環境というのも本当に大事だし、みんなで考えていかなければならないと思います。まちづくりについてはそのとおりだということで、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それから、山間部のお試し住宅については、現在の今のお試し住宅の利用促進を図るという答弁でした。もちろんそれが大事なことなのですけれども、人によっては若い人だけが移住するわけでもないし、私なんかテレビの中で、よく移住者がそこでいろいろと民宿をやったりとか、そういうのを見ていますけれども、自然を求めてやってくる人も大勢いらっしゃるのですよね、テレビに取り上げられるからかもしれませんが、成功例のものがあります。そういう中で思うには、山間部にもそういうお試しがあったら、やはりそういう中でここに住んでみたい、そういうふうに思われる方もいらっしゃると思いますので、これからのところでニーズを視野に入れて、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願います。これは答弁は要りません。この事業、お試し住宅というのは、本当に全国で多くの自治体が実施しています。もう秩父地域では秩父市、そして最近小鹿野町でも始めました。その中で選ばれる町になるように、移住、定住の促進にぜひ今後とも頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります。次の防災行政無線については、最近本当に防災行政無線が聞こえないということで、町民の声に町で本当に調査をしていただいて、その周辺の住宅に戸別受信機を設置していただきました。町の早い対応に、皆さん本当に喜んでいました。そして、戸別受信機を取りつけてもらった家の人が、「我慢しなくていいのですね」と、そう話されたのです。今まで聞こえなくて我慢してきたのは、声を出す、訴えれば、町が対応し聞こえるようになったと本当に喜んでいました。私は、その言葉を聞いて、町民の中には声を出さず、聞こえなくても我慢をしている人がまだいるのではないかと思った次第です。

それで、先ほど課長の答弁の中にもありましたけれども、この防災行政無線の整備工事が平成24年、25年の2年間かけて行われまして、翌年の平成26年、難聴地域を解消するというので、このときは1,944万円の予算が計上されたのです。それで、平成26年、27年、屋外拡声器子機の設置工事が行われました。このときは、議員の皆さんからいろいろと質問が出されていました。そして、33エリアで聞きづらいと判明した。スピーカーの角度や音量など微調整を何度も繰り返し、33から17のエリアに絞ったと、当時の課長が答弁しています。そして、先ほど答弁のあったように子機の増設4基、スピーカーの設置が7カ所で、戸別受信機も設置されていたようです。そうしてこの大がかりな工事については、27年までで終了したわけですが、これで聞こえない地域はないのか、訴えもなかったのでしょうか、やはりこの平成28、29の決算書を見ても、戸別受信機の設置費用は決算書には載ってありませんでした。この工事が終了してからも状況はどうなのか、調査をしていけば、私は「我慢しなくていいのですね」というようなところもなかったのかなと思うのですが、この間の対応というのはやはり申し出にしかなかったのでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しあげましたとおり、難聴地域の解消のため26、27年度で調査等を実施した上で、増設工事を実施しております。そこで、難聴地域の解消が一定程度できたという認識でおります。その後につきましては、「広報みなの」に1回ですか、聞こえない場合はということで掲載しておりますが、その後につ

きましては、個人からの申し出等に対応するという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それで、やはりこの間高齢世帯が増えているのです。本当にお年寄りになる、高齢になると、聴力の衰えが進んで聞こえないとか、何を言っているのかよくわからない、そういう状態が出てくるのです。これから、こうした世帯はますます増えていくのではないのでしょうか。また、最近の新しい住宅というのは、外部の音がシャットアウトされるような、そういうしっかりしたつくりになっています。また、場所によっては秩父市からの放送はよく聞こえるのだけれども、町の放送はよく聞こえないというところもあります。そして、車などの交通の激しい場所では、聞きづらい地域があります。こうしたさまざまな状況がありますので、先ほども言いましたように、答弁でありましたように町報などでまたぜひ周知をして、再点検をする必要があると思います。ぜひその点はしっかりとやっていただいて、お願いしたいと思います。どうですか、広報とかにまた載せていただけますか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんからのご質問にお答えいたします。

やはり住宅の状況、それから以前は聞こえていたけれども、高齢になって聞こえないというような状況は、これからも起こってくると思います。そういったことを考えますと、定期的に広報に掲載をして、先ほど議員さんおっしゃいましたように、我慢をせず申し出ができるという環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。防災行政無線というのは、言うまでもなく時には命を守る放送です。放送が始まると、本当みんな耳を澄ませて、時にはドアをあけて、窓をあけて聞いている大切な放送なのです。どうか聞こえないという人がいないように、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に行きます。3歳児健診でいろいろと課長から答弁があって、第1次、第2次、そして家庭での検査もやっていたようですが、先日8月ですか、NHKテレビで群馬県の乳幼児健診の様子が放映されたのです。これを見た方が、ぜひこの問題、町の議会でも取り上げてほしいというあれがありまして質問をさせていただいているのですが、その中で3歳児健診に眼科検査を行う重要性が、群馬県の眼科の医師から話されていたということです。それによると、身長というのは子供は中学になっても伸びますが、視力や両眼視機能、立体感、小学校に上がるまでにほぼ完成するそうです。就学時健診もありますけれども、そこで発見された弱視は、視力1.2まで回復しないことがあるそうです。しかし、まだ視力の発達する可能性のある3歳で発見されれば、回復の可能性は上がるということなのです。それには、専門のレンズで目を検査する必要があると言われていています。そういうことで、ぜひ取り上げていただきたいなと思います。

そして、目の大切さというのは言うまでもないのですが、現在は生まれたときからテレビやスマートフォン、テレビゲームなど、目を酷使する環境に取り囲まれています。早期に対策をとることで、子供たちの目を守ることになると思います。今後研究をしていきたいということですが、ぜひ前向きに研究というか、検討していただきたいと私は思うのですが、課長どうですか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど答弁をいたしました。基本的には現在の健診内容の充実をさらに図っていきたいという考えでございます。眼科医の検査につきましては、研究をしてみたいと、そんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 本当に先ほど言ったように、3歳児までで目ができてしまうという、そういうところでしっかりと検査をしておけば、目が見えない、弱視になる、そういう可能性も防げると思いますので、お願いしたいと思いますし、乳幼児健診というのは小児科の先生が主体ですので、やはり小児科の先生の理解も必要ですし、今私が言ったような眼科検査については、小児科の先生や担当の人たちで共通認識を持っていただいて、さらなる3歳児健診を充実させていってほしいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時37分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤金作議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。町民の安心安全について、第5次総合振興計画にもある安全で快適な生活が実感できる町について、身近な防災無線、児童生徒が日々利用する通学路から取り組んでいただけたらと思います。以下の2点を質問します。

第1点です。町の防災無線について。さきの7月中に、防災無線で不審者逃走についての放送がされました。多くの町民が関心を持って放送を聞いていましたが、その後の追加の状況放送もなく、町民の不安をおおるだけではないかと感じました。このような放送をする場合、警察関係機関と連絡を密にして、町民が安心して、わかりやすく放送することができないのか、お伺いいたします。

2点目、皆野中学校前のバス停付近の安全について。このバス停には照明設備もなく、最近是不審者の情報も多く、安心してバスを待つことができるようにするために、照明設備を設置する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 2番、林議員さんから通告のありました町民の安全安心についてお答えいたします。

1点目の町の防災行政無線の放送に関するご質問についてですが、7月24日、秩父警察署の依頼により防災行政無線から、大字三沢地内において不審者が逃走する事案が発生したことを町民へ周知する放送を行っております。また、放送では刃物を持っている疑いもあると注意喚起していることから、住民が不安を抱くのも当然だと思います。

今回の放送は、平成28年3月に皆野町、秩父警察署、皆野町区長会の3者において締結した皆野町犯罪情報の住民への提供等に関する協定に基づき実施したものでございます。この協定は、地域住民に対する犯罪情報の提供及び注意喚起を行い、もって地域住民等を犯罪被害から守ることを目的としております。7月24日の放送後は、翌25日に秩父警察署から引き続き捜査を継続中であるとの電話連絡がありました。さらに、26日には安心・安全メールによる注意喚起の依頼があり、刃物に関する新たな目撃情報はないこと、また不審者が潜んでいる可能性は低いと思われるが、戸締まりを継続するようお願いいたしますという内容のメールを配信しております。その後、不審者を確保したとの連絡は警察からは入っておりません。

協定には、犯罪情報の住民提供に関して、年1回以上協議会を開催すると定められておりますので、今後この協議会におきまして、住民が安心でわかりやすい情報提供について検討してまいりたいと考えております。

2点目の皆野中学校前バス停付近の安全についてのご質問ですが、現在中学校前バス停には、林議員さんご指摘のとおり照明設備は設置されておりません。しかし、県道を挟んでバス停向かい側の総合センター入り口に街路灯が設置されており、バス停も一定程度の明るさがあるものと認識しております。

教育委員会に確認したところ、現時点では皆野中学校からバス停への照明設備設置についての要望はないということですが、教育委員会、皆野中学校の意見も踏まえまして対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 再質問をさせていただきます。

第1点目の防災について、先ほど常山議員が言ったのは、聞こえないで問題があるという質問でしたけれども、この放送については、よく聞こえ過ぎて不安をあおったという感じなのです。聞こえなければ聞こえないで済んでしまったかもわからないのですけれども、刃物を持って逃げているとかなんとかという放送については、だったら広報車か何かを出して地域に流して歩くぐらいなフォローしないと、相当みんな不安がっていて、林さん、あれはあの後どうなったのだいという人が多くなったものですから、ただ、その後確かにメールで入っていたなあというぐらいの返事しかできなかったものですから、ぜひやるのだったら、放送するのであればよく確認をとって、まして今不審者なんていうと、歩いている人を見ると、黒いマスクをして黒装束でいる人はいっぱいいるので、どこを不審者として扱うか、また刃物を持っている人にしては完全な不審者なので、それについては最後まで追ってもらってというような方向をとるか、時間的にも夜でも何でもこういうわけでというのは、なるべく早目に放送してもらわないと、大変さききも言うとおりに聞こえ過ぎて不安だという人のほうが多いので、逆なことになってしまっているような感じがしますので、その辺については。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 林議員さんからの再質問にお答えいたします。

刃物を持っている疑いもあるという内容で放送をかけております。この点につきましては、警察のほうも十分な確認がとれていない状況での依頼でございました。ただ、警察のほうではそういった情報もあるということで、そういった被害を防ぐためにも、こういった一言が放送原稿に入ったわけでございます。これにつきましては、警察からの依頼でございますので、町がその部分を確認して放送するとか、広報文の一部を修正、訂正してやるということになりますと時間も要しますので、原則的には警察からの依頼原稿をそのまま流すという形にしております。この点につきましては、26日に警察からの依頼によりまして、安心・安全メールでその刃物についての情報も流しておりますので、原則的にはこれまでのような形でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 逃走扱いになっているのは、警察が職務質問をしたか何かをして逃げられたとか何とかなら、職務質問をして逃走になると思うのですけれども、逃走の疑いとか、不審者の扱いがというような、その意味で放送してしまうということはどうなのですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えをいたします。

警察のほうには、不審者が逃走したというような趣旨の情報が寄せられたというふうに認識をしております。それに基づきまして、秩父警察署から依頼があったものということなのですが、町では、非常に警察からの情報、捜査情報になりますので、そのあたりの確認というのは難しいというふうに考えております。これは、警察の判断で流してくれという依頼でございますので、今後はそういった意見も踏まえまして、年に1回以上協議会を実施しておりますので、その中で取り上げて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） いろいろあると思いますけれども、とにかく流す前に、一服するぐらいの余裕を持って放送してもらったほうがいいのではないかと。多くの人の不安をおおるだけなら放送はというような人も多くいますし、先ほど、前にもあった質問には、聞こえなくて困っている人も確かに多いと思います。この情報が、また全部聞こえたらえらいことにもなる可能性もありますので、ぜひその辺のところはこれからはよく考慮していただきまして、放送についても十分注意してもらおうということで、この質問に対しては終わります。

2点目の皆野のバス停のところについて、照明がないということについての質問なのですけれども、再質問させていただきます。確かに総合センターの前に、街灯のでっかいのが立っています。それで、ある程度は光は行っているように見えます。しかし、栗谷瀬橋のところから上ってくると、あのバス停のところはほとんど真っ暗な状態のようにいつも感じていました。そのために、学校からないからやらないのではなくて、教育委員会からないからやらないのではなくて、栗谷瀬橋のほうから、さっきも言うとおりの不審者が来る可能性もある、暗いので。ぜひその辺のところも考慮して検討してもらえればと思うのですけれども、その辺については。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

私も現地を見させていただきました。午後6時から7時ぐらいまで現地を見させていただきましたが、今おっしゃったように栗谷瀬橋のほうからは、ちょっと確認はしてございません。バス停内、それからローソンのほうから歩道が今度新しくできておりますが、その間は現地を確認してございます。今言われた栗谷瀬橋方面からも現地を確認した上で、対応のほう検討したいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） いい方向で明るく、ともかく最近不審者が多いことなので、ぜひ安全で住みよい町とありますように、実感できる町にしてもらおうようによろしく願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（大澤金作議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、一昨日の9日未明から午前にかけて、関東地方を縦断した強い台風15号、記録的な暴風雨によって、台風の中心や東側に当たっていた千葉県などでは、鉄柱や鉄塔が倒壊するなど、大きな被害が発生し、それらに伴って停電等で大きな混乱をもたらしております。幸いにも、秩父地方は台風の西側に当たっていたため、大きな被害や混乱もなく、本日を迎えられております。

しかし、来月10月から消費税10%増税が待ち構えております。政府は、この間、消費税導入や消費税増税の理由として、今後の社会保障費増大に伴う財源確保のためと言ってきていますが、1989年から消費税3%が導入され、8年後の1997年からは5%、また2014年からは8%に増税してきています。しかし、消費税が社会保障の財源どころか、大企業や富裕層の税負担の軽減に回されてきたことも明らかです。今日において、消費税導入前に比べ、法人税率は19%も減税され、高額所得税率は25%も引き下げられています。こうしたことから、2017年度分だけをとってみても、1989年当時の法人税と所得税との減収分、約9兆5,000億円を消費税で負担していることにもなっています。

また、消費税を増税する一方、国の借金はことし3月末で1,103兆円、第2次安倍政権発足後の6年間だけでも、約112兆円の借金の増大であります。他方、企業の内部留保、利益剰余金は金融・保険業を除いても、この6年間で約159兆円も増加しています。まさに、増え続ける国の借金を上回る大企業等の内部留保の増加であります。他方、不安定で低賃金の非正規労働者は、雇用者の40%に迫ろうとしています。そして、平均賃金は低下し、消費税増税や介護保険の導入、また各種の社会保険料の増税等々で勤労大衆の貧困と格差は拡大し、生活悪化に歯どめがかからない現状にあります。

安倍内閣は、全世代型社会保障への転換と称しまして、幼児教育・保育の無償化、3歳から5歳児までですが、来月からこれを実施するとしております。しかし、2歳児までの無償化は、住民税非課税世帯のみが対象であります。そして、これらの財源も、子育て世帯、高齢者世帯、生活保護世帯、非正規労働者、そして全国至るところでの災害被災者を問わず、消費税10%増税が前提となっています。こうした消費税増税が、さらなる消費の低迷を招き、また納税義務者である小規模や零細企業等の倒産や廃業を増大させ、地域経済の衰退、また自治体の行政運営にも大きな影響を与えることは、目に見えております。消費税増

税は中止し、法人税率や高額所得税率を見直し、また大企業等の優遇税制を是正し、財源の確保に努めるべきであります。

秩父地域1市4町の人口は、5年前の2014年1月1日現在10万3,975人でありましたが、昨年12月10万人を割り込み、ことし7月1日現在9万8,931人まで減少しております。皆野町においては、5年前1万412人でありましたが、一昨年10月中に1万人を割り込み、ことし7月1日現在では9,764人、5年前との比較増減率では93.8%。ちなみに、秩父市が96.4%、横瀬町が94.7%、長瀨町が93.1%、小鹿野町が91.6%であります。この間、各自治体におきまして人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、5年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し取り組んできておりますが、秩父地域1市4町においても、軒並み3.5%から8.5%の人口減少であります。

先ほど来も、皆野町の出生者の関係で町長からも、この4月から今日まで14人、恐らくこの1年で30人台になってしまうのではないかという、そういった危惧の報告がされました。皆野町におきましては、この5年間、恐らく50人台で推移してきたと思いますが、2018年に全国で生まれた出生者数は91万8,397人、3年連続して100万人を割り込み、全国的にも少子化に歯どめがかからない、そうした状況が続いており、人口減少も続いております。国策としての根本的な少子化対策が求められている、このように思います。

また、地方創生に向けた政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略の2020年目標、東京圏と地方との転出入の均衡についても達成が困難となっております。転出入の均衡どころか、2018年の東京圏への転出入は13万9,868人の転入超過でありました。政府としても、地方創生の総合戦略をも根本的に見直す必要があるかと思っております。こうした状況下、地方自治体での独自の少子化対策や地域活性化についていろいろと取り組んでいますが、地方自治体だけでは限界性があるものと思っております。しかし、夢や希望をつなぎ、地域の維持・存続、地方の再生を図る、そうした町づくりが真に求められているかと思っております。こうした立場から、通告に基づき質問を行います。

1項目の遊休農地、耕作放棄地の現状と対策について。1点目ですが、毎年実施されております遊休農地等の調査結果と近年の動向について。また、遊休農地等の情報を集約し、データ化を図り、今後の対策に活かす、このようになっているかと思っておりますが、2点目の質問になります。遊休農地や耕作放棄地が増大している要因についてどのように捉え、また今後の対策をどう考えているのか、質問したいと思っております。

2項目の所有者不明の土地等の対策について。少子・高齢化、人口減少、そして地域崩壊等が進み相続機会が増加する中、また相続人の減少や相続放棄等々も進む中、所有者が誰だかわからない、あるいは所有者が誰であるかわかっていても、その生死や所在が直ちに判明しない、こうした所有者不明の土地が全国的にも増えているようです。こうした土地の存在は、固定資産税の徴収、空き家や耕作放棄地、管理が放棄された森林、また災害復旧や公共事業など、さまざまな場面において所有者の特定に時間を要したり、地方自治体の行政運営においても支障を来す事態が多く予想されております。皆野町における所有者不明の土地等の実態はどのようになっているのか、またその対策についてお聞きしたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 11番、内海議員さんから通告がありました質問事項1、遊休農地、耕作放棄地の現状と対策についてお答えいたします。

人口減少、少子高齢化などを背景に、耕作がされていない農地が増加しており、こうした遊休農地に関する対策として、平成21年より農地の利用状況調査が法定化されました。現在は、町と農業委員会とが連

携をして年1回、8月から10月ごろ農地の利用状況調査と荒廃農地調査をあわせて実施しております。農地の利用状況調査は、農地法第30条に基づいて年1回、農業委員会が管内全ての農地の利用状況を確認する調査で、また荒廃農地調査は、市町村と農業委員会が一体となって管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を確認する調査です。これにより、再生利用が可能な遊休農地、再生利用が困難と思われる荒廃農地を確認し、それぞれ農地利用の適正化を目指すことになります。

再生利用が可能な遊休農地とは、ススキやササなどの多年生雑草や低木が繁茂し、農家が保有しているトラクターなどを利用した通常の農作業だけでは耕作ができない土地を言います。また、再生利用が困難と思われる荒廃農地とは、林地化しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものを言います。平成30年度末の皆野町の耕作地面積は258ヘクタール、再生利用が可能な遊休農地面積が70.7ヘクタール、再生利用が困難と思われる荒廃農地面積が215.4ヘクタールで、荒廃農地を含めた農地面積は544.1ヘクタールになります。

近年の傾向としては、再生利用が可能な遊休農地面積と、再生利用が困難と思われる荒廃農地面積が増加傾向にあります。主な原因としては、農業の担い手の高齢化、離農等による遊休農地、荒廃農地の増大などが考えられます。対策としては、農地利用状況調査等の情報を集約し、データ化などを図り、農地利用の適正化を推進することになります。まず、再生利用が可能な農地の利用意向調査を行い、再生利用が可能と思われる遊休農地については、農地中間管理機構、埼玉県農林公社への貸し付け、地域の実情に合った形での集積、集約等、農地利用の適正化の検討をさせていただきたいと考えております。また、再生利用が困難と思われる荒廃農地については、非農地化などの対象となります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんから通告のありました所有者不明の土地等の実態と対策について、担当窓口及び各課の調整を建設課で行っておりますので、お答え申し上げます。

当町におきましても、人口減少、高齢化に伴い所有者不明土地が増加し、道路工事等の用地買収、災害時の復旧等に所有者の特定等に時間を要するなど、所有者不明土地の問題は喫緊の課題であります。平成30年6月に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行により、市町村の事務として主な内容は、所有者不明土地を円滑に利用、所有者の探索を合理化、所有者不明土地を適切管理等が規定されました。今後、国、県と協議し、事業主体となる各課と連携を図り、対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 11番、内海議員さんから通告のありました所有者不明土地等の対策、課税業務の実態と対策につきましてお答えを申し上げます。

長期間相続登記がなされていないことが、所有者不明の土地の要因の一つと指摘されております。固定資産税は、地方税法に基づき所有者課税の原則、現に所有している者への課税となっております。相続登記手続をするよう行政として指導できるか等でございますけれども、現状相続登記につきましては、義務づけが現在ございません。先ほど建設課長のほうから、所有者不明土地等の利用の円滑化等に関する特別措置法施行の説明がございました。その措置法とは別に、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正

化に関する法律が令和元年5月の24日、公布されました。この法律では、所有者の探索に関する制度の創設などが主なものとなっております。さらには、法務省では相続登記申請の義務化などの民法、不動産登記法の改正検討も進められているところでございます。

課税の実態、現状でございます。相続人不明による課税の保留はございません。相続放棄によります課税保留は10件となっております。相続財産への課税上の対策といたしましては、窓口におきまして相続登記の手続のご案内と、相続人代表者指定届、現所有者届の届け出、軽自動車等の名義変更、さらには町税口座振替廃止届などのチェックリストを用いまして対応しているところでございます。町外在住の所有者につきましては、電話での問い合わせもありますが、ほとんどの例としますと、納税通知書等が宛所不明で返送、さらには納税が滞るといった場合が発生してまいります。税務課では、直ちに住民票、戸籍等の申請、照会を行いまして、全ての法定相続人を確認し、課税を継続するとともに、相続登記の手続をするよう説明をしているところでございます。相続登記に関するご案内もしておりますため、結果的に所有者不明の土地等の増加防止に一定の効果があると思われまます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 遊休農地なり耕作放棄地の関係なのですが、再生可能な遊休農地と申しますか、また再生が困難な遊休農地等々に分けて調査をしているみたいですが、いずれにしても農地の半分以上ですか、それが遊休農地なり、また耕作放棄地に該当しているという状況のようです。

また、毎年々々それも増加傾向にあるということのようですが、この間遊休農地対策としまして、サツマ苗とかぼろたんの栗とか、ブドウとかブルーベリーとか、畑ワサビ等々の奨励作物補助金制度等を活用する中で、その推進を図っているかというふうに思います。遊休農地の解消の一手段でもあったかと思うのですが、干し芋事業、これにつきましてはスタート時点から大変町長も先進地を視察したり、積極的にかかわった事業だというふうに私は思っておりますが、この間シルバー人材センターでその事業を行い、関連しましてサツマ苗の栽培を、サツマイモの栽培を、遊休農地平均すると年約1.5ヘクタールぐらいだとは思いますが、活用してきたかというふうに思います。また、この事業につきましては、今年からいろいろな問題と申しますか、採算面等からシルバー人材センターについては、干し芋事業から撤退しております。そういった関係で、この遊休農地の活用も減少しているというふうに推測ができるわけなのですが、これらにかわる奨励作物等の栽培、また対策等、考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

2点目なのですが、先ほど来から町長の冒頭の挨拶、また大塚議員に対するみらい創造課長の答弁の中でも触れられておりましたが、ぼろたんの栗や、またユズ等を活用した特産品の開発、大妻女子大学との提携によるということなのですが、ご当地カクテルの開発等も進められているようです。具体的に、その進捗状況についてお聞きしたいと思います。

また、遊休農地なり耕作放棄地が増えている、その根本的な要因につきましては、やはり担い手の高齢化なり、新規就農者がほとんどない、そういったことが要因になっているかと思いますが、その解消の対策としましては、新たな就農者なり、またその確保と申しますか、が不可欠であろうかというふうに思います。新規の就農者や定年の帰農者と申しますか、そうした就農者の実態について現状どのようになっているのか。また、国の支援策としまして、就農希望者や新規の就農者に対しまして、年間150万円を一定期間交付します農業次世代人材投資資金、以前は青年就農給付金というふうに言われたかと思うのですが、

こうした制度の活用実態、現在どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 11番、内海議員さんの再質問にお答えします。

干し芋事業については、シルバーさんのほうで利用権を設定しまして毎年更新していたわけですが、事業の撤退によりまして、平成30年度をもって終了しております。

また、それにかわる奨励作物の促進につきましては、ちちぶ農業協同組合のほうに委託をしておりますが、ぼろたんの栗、それからしゃくし菜、畑ワサビ等の栽培について現在促進をしているところです。それから、新規就農者については、三沢地区において新規就農者がございます。それから、補助制度の活用については、現在活用されている例はないと認識しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 内海議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

ぼろたん等を使ったご当地カクテルの進捗状況についてでございますが、現在7月21日から22日にかけてまして、大妻女子大学の皆様を町にご案内をしまして、町の現地確認を行ったところでございます。町の地形ですとか主な特産品について、こちらのほうから説明を行いまして、今後のご当地カクテルづくりのストーリーの素材を提供した状況でございます。今後具体的なカクテル開発が11月から行われると聞いておりまして、完成の予定は2月もしくは3月になると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 農業次世代人材投資資金の関係については、現在は活用の状況はないということなのですが、過去にこれを利用された方がいるのかどうかお聞きしたいと思います。

それと、ご当地カクテルの開発についてなのですが、皆野町の特産状況といいますが、それを視察する中でということで答弁がされているのですが、いずれにしましても、当初はぼろたんの栗とか、ユズとか、そういったことが候補に挙がっていたかと思うのですが、一般的に桃栗三年柿八年、柚子の大馬鹿十八年というふうに、栽培にといいますが、収穫までの期間というのが言われております。

これからの遊休農地なりの解消の対策としまして、余り手をかけないで、なおかつ収穫までの期間が短くて、そして何よりも鳥獣の被害に遭わないというか、被害の少ない、そういった奨励作物等を検討する必要があるかというふうに思います。こういったことが検討がされているのか。例えばこれもある場所で町長ともお話したこともあるのですが、今全国的に、埼玉県内でもときがわ町ですか、そこでも行っているようなのですが、山椒の葉っぱなり実の栽培です。これらとか、私個人的に思っているのですが、クルミの栽培等、これはどの程度鳥獣の被害に遭うかというのは、私はまだ実証はしていないのですが、栗なんか比べて、被害が少ないのではないかなというふうに思っています。そういったことを例に挙げたのですが、検討されているなり、また検討していたりとか、その辺ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 11番、内海議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほどありました次世代就農の助成金については要件がございまして、過去において助成金を活用した例はございません。

それから、ぼろたん栗の活用については、現在ぼろたんの研究会のほうの会員が38名ございまして、さまざまな取り組みを行っております。また、加工については大妻女子大学と連携をして、また町のほうから秩父地域おもてなし観光公社のほうにも業務委託をしまして検討をしているところです。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 適地適作というようなことを言われますけれども、畑ワサビ、あるいはユズ、あるいはときがわ町で今栽培を始めましたけれども、山椒、これらは大変将来有能の作物だろうと私も思っているのですけれども、ユズにしても畑ワサビにいたしましても、本当に日当たりだとか、あるいは逆に余り日が当たらないところであるとか、あるいは山椒等につきましても、そういう傾向があると思います。ときがわにつきましては私も関心がありますので、ときがわの町長ともよく話すのですけれども、とげなし山椒というのが発見されたというか、そういうのがあるのだそうですけれども、それを挿し木にして今240本ばかり植えた。これは、実もちろん、葉もちろん、そして将来的には幹までもが活用できるというようなことで、期待をしているのだというような話もされました。聞いていながら、以前私も文化財に大変かわりの深い人から、そうした農地があるのだならば、漆の栽培をしてみないかという話を町長になった当時されまして、これを導入したいというようなことで、たまたま議会の皆さんにも諮ったほどではなかった、相談をかけたことがあったのですけれども、ハイキング等でこれから町も多くの方を呼び込みたいというふうなときに、あんな危険なものを植えられては困るというようなことで、ご批判もいただいて諦めた経過もありました。しかし、漆は国産漆でない重要文化財のようなものについては、輸入の漆では大事な文化財を修理していくことができないのだというようなことで、今でも国産漆は輸入の10倍とか15倍とかというような値段で取引がされているというようなことでございますので、こうしたものも植栽して十二、三年で漆がかけると、こういうことだそうですので、取り入れてみてはどうかと、こんな思いがしております。

いずれにいたしましても、内海議員さん大変熱心でありますので、情報をお互いに集めながら、そうしたものに組み組めたらと、こんな思いをしながら聞いておりました。今後ともよろしく願いができればと思います。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 遊休農地なり耕作放棄地の解消の基本は、やはり就農者を増やすということしか、そのことに尽きるかなと思います。そういったことで新規就農者なり、また定年帰農者といいますが、そうした方が就農する中で、また生活がしていけるというか、一定程度の収入が確保できるような、そういったためにも奨励農作物等、先ほど町長からも言われておりましたが、ぜひ検討、徳島県の上勝町では、以前から葉っぱビジネスというようなことで、高齢者の方が1,000万円の収入を上げるとかというような、そういった先進地もあるようであります。それらも含めまして、奨励作物等を検討していただく中で、また就農といいますが、農業に携わって生活できるような、そういった環境を整えるようぜひ力を注いでいただきたいと、このように要望させていただきたいというふうに思います。

所有者不明土地の対策についてなのですが、所有者不明の土地の規定につきましては、不動産登記簿等の公簿情報等により調査しても所有者が判明しない、また判明しても連絡がつかない土地、このように規定されているようです。2016年の民間調査によりますと、所有者不明土地は全国で九州を上回る面積、推計約410万ヘクタールにも及んでいる、このように報道がされております。所有者が判明しない、また判

明していても連絡がつかない土地等につきましては、皆野町にはないといいますが、課税を保留にしている所有者ですか、そういったケースは今のところないという答弁なのですが、相続を放棄された土地、これにつきましては国庫に帰属するというで民法で規定されているようですが、相続放棄によって国庫に帰属された土地、こういったケースが皆野町に過去においてあったのか、お聞きしたいと思います。

また、先ほど税務課長から答弁もされておりますが、民法において相続の開始なり、また相続開始の場所については規定されておりますが、不動産登記についての期限は規定がされていないということになっているかと思えます。そういったことで、亡くなっている被相続人の名義のまま何十年も放置している相続未登記土地ですか、こういったケースについては多く存在しているかというふうに思えます。現状、固定資産税の納税通知者や納税義務者が存在している間は何かかなろうかと思うのですが、その次の代といえますか、2度目の相続等になりますと、ますます相続放棄の確率が高くなるというふうに想定ができます。また、相続の未登記のまま放置することになりますと、相続人にとってもいろんなデメリットのことも出てくるかと思えます。こうした相続未登記に対して、現状もいろいろ周知等はされているかと思えますが、ぜひ町民生活課なり、また税務課なり、そういったところの調整を図る中で、ぜひ周知や指導を図っていくように努力していただきたいと思えますが、現状も含めて、もう一度この相続未登記に対する指導なり周知、この点について再質問したいというふうに思えます。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 11番、内海議員さんからの再質問にお答えいたします。

最初に、相続放棄につきまして件数的なもの、実際国に帰属した物件が何件ぐらいあるかということなのですけれども、最近のところはそういう内容は確認とれておりません。数字的にはないかと思われます。

相続放棄につきましては、本来でありますれば家庭裁判所へ申し立てをいたしまして、相続財産管理人を選任いただいて、その財産を処分し、お金にかえたりして登記名義を国にかえたりというような手続があるわけなのですけれども、皆野町におきましては、相続財産管理人を申し立てをお世話になって選任する場合に、かなりの費用がかかる現状でございます。内容としますと、収入印紙がかかったり、官報の公告料、さらには予納金という形で、相続財産管理人につきましては弁護士、司法書士さんが資格をお持ちですので、選ばれるわけなのですけれども、その方の報酬、さらには経費等が、裁判所のほうでその財産にどのくらい程度の予納金を足すかというようなことを決定するわけなので、なかなか町としても大きな費用をかけてまで税をとる形のものとはとれませんので、課税保留をさせていただきまして実施しているところなのですけれども、ですから今行われております相続放棄につきましては、いわゆる宙ぶらりんになったままとなってございます。最終的な国への帰属だとか、そういうことがなされないまま、宙ぶらりんのままというような形になろうかと思えます。

先ほども少し説明をさせていただきました民法、不動産登記法の改正をにらみまして、今進めているところでございます。相続の義務化等につきましては、税務課のほうにつきましても10月になってですか、熊谷市の会場で説明会が設けられるということとなっております。そういうような改正内容の骨格が見えてまいりましたら、さまざまな形で対応していかなければならないと思っております。

また、うちのほうの課税の資料でございますが、こちらは個人情報になってございます。その関係から、横におります産業観光課、さらには建設課に、うちのほうの情報をすぐ見せるということとはできません。ですから、横のつながりというか、うちのほうのデータを見てくださいというようなことはできませんので、実際これからは法務局のほうで、登記官がいろんな探索の業務に当たるかと思うのですけれども、そ

の場合は当然探索の権利、職務を得たということで、町の戸籍係、さらには税務課の課税担当に、そういう個人情報を照会していく例が増えてくると思います。そういう仕事が発生してくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 11番、内海勝男議員さんの再質問にお答えいたします。

不動産登記を所管する法務局でもこの問題には憂慮してございまして、このため本年の7月5日、秩父支局長が来庁いたしました。そして、2つの依頼がございました。1つ目でございますが、日本司法書士会連合会、法務省、日本土地家屋調査士会連合会が作成した「未来につなぐ相続登記」という名のパンフレットの配布の依頼がございました。これにつきましては、死亡届け出時に死亡届後の手続、国保と被保険者の返還等の文書がございまして、これらの文書とあわせまして、同日から配布を開始しております。

もう一つでございますが、これは町ホームページのさいたま法務局へのリンクの依頼でございます。トップページに、さいたま法務局の未来につなぐ相続登記を作成するとともに、ライフイベント、おくやみ、死亡届のページからリンクできるよう8月7日から運用しております。このように、町民生活課としては不明土地の対策についてかわりを持っておりますが、この問題の抑制、解消については当課、税務課に限らず、全庁的な取り組みが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 具体的に相続未登記に対する指導といいますか、相続登記を進めるというか、そういうことについては、現状ではかなり難しさがあるということなんでしょうか。その辺はどうなのですか。例えば相続未登記をなくすというか、少なくするために広報で相続の手続を勧めるとか、そういった啓蒙とか周知というのは可能なのでしょうかどうか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 11番、内海議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、全庁的な取り組みが必要と考えておりますので、広報等を活用しながら相続登記を促すよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。いずれにしても、この間の経済状況なり、また勤労大衆の収入、所得、そういったことが一段と厳しくなっている現状にあります。そういったことが、今後相続放棄等増えるといいますか、そういったことにつながる大きな要因であるというふうに私は理解しておりますが、今後の行政運営といいますか、固定資産税の税収の問題、またそういったことを含めまして適正な指導といいますか、指導という言葉が適切かどうか分かりませんが、周知を行うべきだというふうに思っております。

遊休農地なり、また耕作放棄地にも関連するのですが、やはり相続登記を進めることによって、一定程度所有者としての自覚といいますか、維持管理をしなくてはならない、そういった自覚にもつながるのではないかなというふうに私は思っております。そういったことから、ぜひこうした相続の未登記、かなりもう増大しているといいますか、多くあろうかというふうに思います。できる範囲でこの実態等を把握

する中で、また適正な指導なり周知を行って、相続放棄等につながる要因として大きくある未登記土地の解消を図るように、全庁の中で検討するということがあります。ぜひそういったことも含めまして、広報等を通じる中でこういったことを啓蒙するなり、周知を図っていくよう要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は認定第1号から第4号までの4件、議案第23号から第28号までの6件、同意第17号から第18号までの2件、以上12件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤金作議員） これから、平成30年度皆野町一般会計及び特別会計の決算認定について4議案をご審議いただきますが、田島伸一代表監査員に出席していただいておりますので、ご承知願います。



### ◎認定第1号から認定第4号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第7、認定第1号 平成30年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 平成30年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、認定第1号から認定第4号まで一括して町長に提案理由の説明と、あわせて主要な施策の成果についての報告を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 認定第1号から認定第4号までの4議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度の決算認定に係る議案でございます。認定第1号は一般会計、認定第2号から認定第4号までは特別会計でございます。地方自治法の規定により、監査委員の意見を添えて提出いたしました。

決算の認定をいただくに当たり、田島伸一代表監査委員にご出席をしていただいております。

主要な施策の成果報告書をあわせてご配付いたしましたので、ご参照いただき、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 会計管理者に認定第1号から認定第4号までの説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 橋本賢伸登壇〕

○会計管理者兼会計課長（橋本賢伸） 認定第1号から認定第4号までの4議案について内容をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 平成30年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。決算書の1ページをごらんください。一般会計の歳入決算額は41億3,741万2,483円、歳出決算額は39億5,439万6,889円、歳入歳出差引残額は1億8,301万5,594円、翌年度へ繰り越すべき財源額は繰越明許費繰越額4,182万7,000円、これは町内各小学校及び皆野中学校の特別教室空調設備設置工事ほか1事業の工事に係る財源額でございます。事故繰越繰越額510万1,200円、これは前畑橋橋りょうかけかえ工事負担金ほか1事業の設計業務委託に係る財源額でございます。歳入歳出差引残額から、これら翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は1億3,608万7,394円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書により行います。14ページをお開きください。14ページ、事項別明細書の説明は、左のページの款、項、目、節の欄と、右のページは収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考欄にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。最上段、款1町税、収入済額10億7,848万6,212円、前年度に比べ645万5,443円、0.6%の増、不納欠損額は371万9,412円、収入未済額は5,790万1,590円で、固定資産税が71%、個人町民税が23%を占めております。

次に、最下段、款2地方譲与税、収入済額3,742万6,000円、前年度に比べ183万1,000円、5.1%の増でございます。

16ページに移ります。16ページ下段、款6地方消費税交付金、収入済額は1億8,674万5,000円、前年度に比べ2,049万4,000円、12.3%の増でございます。

18ページに移ります。18ページ中段、款10地方交付税、収入済額15億2,498万7,000円、内訳は普通交付税が13億7,060万円で、前年度に比べ3,037万4,000円、2.2%の減でございます。特別交付税は1億5,438万7,000円で、前年度に比べ146万1,000円、0.9%の減でございます。

次に、下段、款12分担金及び負担金、収入済額7,278万1,686円、前年度に比べ204万8,756円、2.7%の減でございます。

20ページに移ります。20ページ中段、款13使用料及び手数料、収入済額5,111万8,494円、前年度に比べ366万4,621円、6.7%の減、収入未済額は931万6,100円でございます。

22ページに移ります。22ページ下段、款14国庫支出金、収入済額 3 億4,207万9,978円、前年度に比べ 2,755万7,462円、7.5%の減でございます。主なものとしまして、項 1 国庫負担金では、目 1 民生費国庫負担金、節 2 の備考欄 1 行目、障害者自立支援給付費国庫負担金 1 億282万7,577円。24ページに移りまして、上段、節 4 の備考欄 1 行目、子どものための教育・保育給付費国庫負担金7,747万4,228円、節 5 児童手当国庫負担金9,075万8,332円でございます。

中段の項 2 国庫補助金では、目 1 民生費国庫補助金、節 2 児童福祉費国庫補助金の備考欄、子ども・子育て支援国庫交付金1,242万7,000円。最下段の目 4、土木費国庫補助金、節 1 道路橋りょう費国庫補助金の備考欄、狭あい道路整備等促進事業国庫補助金858万6,000円、27ページに移りまして、最上段、道路施設防災・安全国庫補助金1,272万9,000円でございます。

左側のページ中段、款15県支出金、収入済額 2 億6,844万2,535円、前年度に比べ1,631万3,864円、6.5%の増でございます。主なものとしまして、項 2 県負担金では、目 2 民生費県負担金、節 1 の備考欄 1 行目、障害者自立支援給付費県負担金5,145万1,665円、節 3 の備考欄 1 行目、子どものための教育・保育給付費県負担金3,552万2,145円でございます。

28ページに移ります。28ページ中段やや上、項 2 県補助金の主なものは、目 1 総務費県補助金、節 1 の備考欄、市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金1,334万4,000円。目 2 民生費県補助金、節 1 の備考欄 3 行目、重度心身障害者医療費支給事業県補助金1,273万9,950円、節 3 の備考欄 2 行目、子ども・子育て支援県交付金1,229万4,000円でございます。

30ページに移ります。30ページ中段、項 3 県委託金の主なものは、目 1 総務費県委託金、節 2 の備考欄、個人県民税徴収取扱費県交付金1,843万7,290円でございます。

32ページに移ります。32ページ中段やや上、款16財産収入、収入済額917万1,924円、前年度に比べ490万6,214円、34.8%の減でございます。

次に、下段の款17寄附金、収入済額1,055万5,000円、前年度に比べ320万4,500円、43.6%の増でございます。主なものとしまして、項 1 寄附金、34ページに移りまして、上段、目 4 ふるさと納税802万5,000円でございます。

1 つ下の行、款18繰入金、収入済額 1 億284万3,122円、前年度に比べ6,434万5,857円、167.1%の増でございます。主なものとしまして、項 1 基金繰入金、目 1 の公共施設整備基金繰入金3,559万7,000円と目 4 の財政調整基金繰入金4,892万8,000円でございます。

次に、下段、款19繰越金、収入済額 1 億4,600万1,671円、前年度に比べ6,494万8,608円、80.1%の増でございます。

次に、款20諸収入、収入済額5,425万9,451円、前年度に比べ92万8,995円、1.7%の増でございます。

38ページに移ります。38ページ下段、款21町債、収入済額 2 億689万6,000円、前年度に比べ9,320万4,000円、31.1%の減でございます。主なものとしまして、項 1 町債、目 3 臨時財政対策債 1 億4,529万6,000円、目11衛生債、節 1 の備考欄、上水道広域化施設整備事業出資借入金5,900万円でございます。

以上の結果、歳入決算額は41億3,741万2,483円で、前年度に比べ1,104万6,894円、0.3%の増でございます。

次に、40ページ、歳出に移ります。40ページ、歳出は左のページは款、項、目、節を、右のページは支出済額と備考欄にてご説明申し上げます。

款 1 議会費7,223万9,480円、町議会の活動費が主なものでございます。

次に、下段、款2総務費5億5,200万3,101円、これは全般的な管理事務、財産管理等に要したもので、項1総務管理費、目1一般管理費1億3,852万5,576円の主なものは、42ページに移りまして、最上段、節1報酬の備考欄、区長手当と節2給料から節4共済費までの特別職及び一般職の人件費でございます。

44ページに移ります。44ページ中段、目2文書広報費975万6,620円は、主に「広報みなの」の作成に要したもので、節11の備考欄2行目、印刷製本費588万7,418円でございます。

46ページに移ります。46ページ中段、目4財産管理費8,247万6,342円、主に役場庁舎の維持管理に要したもので、最下段、節15工事請負費の5,212万7,448円は、お祭り広場・庁舎周辺舗装打換工事ほか4件の工事費でございます。

48ページに移ります。48ページ下段、目7企画費1億1,392万9,919円の主なものは、50ページに移りまして、中段、節13の備考欄上から3行目、皆野町定住促進事業業務委託料993万6,000円、節14の備考欄下から4行目、持家住宅用地借上料1,056万125円、節19の備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,472万6,000円、2行目、子育て世帯定住促進奨励補助金2,215万円、下から3行目、地域乗合バス路線確保対策費補助金799万4,000円でございます。

次に、下段、目8電子計算費3,654万7,200円は、主に電算システムの使用料及び保守委託料でございます。

52ページに移ります。52ページ下段、項2徴税费8,139万2,340円は、主に人件費、賦課徴収に係る業務委託に要したものでございます。

54ページに移ります。54ページ中段、目2賦課徴収費3,368万5,623円の主なものは、節13の備考欄4行目、税・収納システムアウトソーシング、次の行の固定資産評価システム整備業務委託などに係る委託料1,860万4,721円でございます。

56ページに移ります。56ページ上段、項3戸籍住民基本台帳費2,534万9,842円、主に戸籍や住民票の管理、発行に要したものでございます。

次に、下段、項4選挙費326万6,339円は、いずれも無投票となりました町長選挙並びに県議会議員選挙に要した費用が主なものでございます。

60ページに移ります。60ページ中段、項7運行管理費3,207万3,754円は、主に町営バスの運行委託に要したものでございます。

次に、下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3億4,315万1,053円は、人件費、報償費、各種負担金に要したもので、主な内容は、62ページに移りまして、下段、節19の備考欄一番下の行、障害者自立支援給付費負担金1億9,806万5,281円。64ページに移りまして、64ページ中段やや上、節20の備考欄2行目、重度心身障害者医療費2,671万6,510円でございます。

次に、下段、目3老人福祉費1億7,712万7,112円の主なものは、節8の備考欄2行目、長寿祝金855万円、節13の備考欄2行目、老人保護措置費委託料606万4,914円。66ページに移りまして、上段、節28の備考欄、介護保険特別会計繰出金1億4,986万5,176円でございます。

次に、1つ下の行、目4国保・年金事務費2億2,448万4,928円の主なものは、節19の備考欄2行目、後期高齢者医療療養給付費負担金1億1,304万4,426円と節28の繰出金9,106万4,651円、国民健康保険特別会計並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、最下段、目5老人福祉センター費2,640万4,850円は、老人福祉センター長生荘の維持管理と運営業務の委託に要したもので、68ページに移ります。68ページ中段、節15の工事請負費1,357万578円は、長

生荘風呂改修工事ほか1件の工事費でございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費3億4,500万3,263円、主なものでございますが、70ページに移りまして、最上段、節13の備考欄1行目、子どものための教育・保育委託料2億2,276万4,830円、5行目、放課後児童健全育成事業運営委託料2,828万4,000円、節20の備考欄1行目、こどもの医療費2,965万7,865円でございます。

次に、中段の目2児童措置費1億3,210万2,727円の主なものは、節20の備考欄、児童手当1億3,159万5,000円でございます。

次に、下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費4,730万7,207円の主なものは、72ページに移りまして、中段、節19の備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金1,000万円でございます。目2予防費4,886万82円の主なものは、節13の備考欄1行目、予防接種委託料1,825万2,773円と、3行目、住民健診委託料1,931万788円でございます。

次に、74ページに移ります。74ページ上段、目3環境衛生費3,380万8,386円の主なものは、節19の備考欄1行目、広域市町村圏組合斎場費負担金1,122万4,000円と、3行目、小規模水道設置費補助金501万9,185円でございます。

次に、76ページに移ります。76ページ上段、目4母子保健費1,178万1,396円の主なものは、節8の備考欄、乳幼児健診等報償金317万4,000円、節13の備考欄3行目、妊婦健康診査委託料387万5,180円、節20の備考欄1行目、子育て応援事業給付費188万2,872円でございます。

次に、中段、項2清掃費1億583万9,304円の主な内容は、目2塵かき処理費、節19の備考欄、広域市町村圏組合清掃費負担金6,010万円。目3し尿処理費、節19の備考欄、皆野・長瀬下水道組合し尿処理負担金4,082万4,000円でございます。

次に、項3上水道費、目1上水道費9,287万9,000円の主なものは、節19の備考欄、79ページに移りまして、備考欄の2行目、広域市町村圏組合高料金対策補助金2,814万4,000円、節24の備考欄、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金5,900万円でございます。

左側、78ページ中段、款6農林水産業費、項1農業費4,324万2,629円は、主に農業委員会の活動及び農業振興に要したものでございます。

80ページに移ります。80ページ中段、目3農業振興費2,406万8,213円の主なものは、82ページに移りまして、上段、節19の備考欄2行目、農業振興事業補助金136万8,400円、一番下の行、産地パワーアップ事業費補助金257万2,000円でございます。

中段、項2林業費、目2林道整備費3,077万2,891円の主なものは、84ページに移りまして、上段、節15の工事請負費2,624万4,000円、林道二本木線林道改良工事ほか5件の工事費でございます。

中段の目3水と緑のふれあい館管理費355万6,519円は、昨年9月に閉館いたしました水と緑のふれあい館の維持管理と運營業務の委託に要したものでございます。

下段、款7商工費5,738万7,336円は、主に商工振興と観光に係る補助金等に要したもので、86ページに移りまして、中段やや上、目2商工振興費1,988万323円の主なものは、節19の備考欄2行目、商工会補助金700万円、下から4行目、企業誘致奨励金772万2,000円でございます。

下段、目3観光費2,144万1,687円の主なものは、88ページに移りまして、上段、節19の備考欄1行目、観光協会補助金180万円、3行目、秩父音頭まつり補助金500万円、4行目、ふれあい祭補助金139万9,716円、5行目、道の駅みなの整備費補助金200万円でございます。

88ページ中段、款8土木費4億8,386万9,860円の主な内容でございますが、90ページに移ります。90ページ中段、項2道路橋りょう費、目2道路維持費6,048万2,679円の主なものは、92ページに移りまして、92ページ上段、節15の工事請負費5,675万4,000円、町道金沢1号線舗装補修工事ほか14件の工事費でございます。

目3道路新設改良費1億3,666万1,880円の主なものは、節15の工事請負費8,952万880円、町道国神128号線道路改良工事ほか7件の工事費でございます。

目4橋りょう維持費1,282万4,784円の主なものは、節13の備考欄、橋りょう点検業務委託料918万円でございます。

下段、項4都市計画費2億920万3,993円の主なものは、94ページに移りまして、94ページ上段、目2公共下水道費、節19の備考欄、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金2億586万2,000円でございます。

中段、項5住宅費571万8,066円は、町営住宅6団地の維持管理に要したものでございます。

次に、下段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費1億7,633万円は、秩父広域市町村圏組合への消防費負担金でございます。

次に、目2非常備消防費3,093万7,648円の主なものは、96ページに移りまして、最上段、節1の備考欄、消防団員手当1,147万3,850円でございます。

次に、下段、目4災害対策費959万8,500円の主なものは、98ページに移りまして、上段、節13の備考欄2行目、防災行政無線設備保守委託料736万4,520円でございます。

続きまして、中段、款10教育費、項1教育総務費9,621万3,834円は、主に教育委員会の活動及び事務局に要したものでございます。

102ページに移ります。102ページ中段やや上、項2小学校費8,978万4,570円は、町立皆野小学校、国神小学校、三沢小学校の3校に係る費用でございます。

次に、104ページに移ります。104ページ中段、節15の工事請負費1,666万1,123円は、皆野小学校普通教室改修工事ほか12件の工事費でございます。

次に、下段、項3中学校費4,188万978円は、町立皆野中学校に係る費用でございます。

108ページに移ります。108ページ上段、節15の工事請負費139万3,200円は、皆野中学校空調電源工事の工事費でございます。

次に、下段、項4幼稚園費5,351万3,121円は、主に町立皆野幼稚園に係る人件費と施設の維持管理に要する費用でございます。

次に、112ページに移ります。112ページ上段、項5社会教育費7,873万6,668円は、人権教育、文化財保護及び公民館、総合センター、文化会館等の管理運営に要したものでございます。

118ページに移ります。118ページ中段、目5文化会館費3,129万8,873円の主なものは、節15の工事請負費2,138万4,000円、舞台照明設備改修工事（1期操作卓類）の工事費でございます。

下段、項6保健体育費1億6,749万5,958円は、主に学校給食センター、温水プール及び柔剣道場等の管理運営に要したもので、120ページに移りまして、最上段、目1保健体育総務費2,574万9,404円の主なものは、節14の備考欄1行目、町民運動公園用地借上料423万1,230円、節15の工事請負費210万6,000円、弓道場トイレ改修工事の工事費でございます。

122ページに移ります。122ページ上段、目2学校給食費8,344万4,856円の主なものは、節11の備考欄一番下、学校給食の賄い材料費4,102万3,618円でございます。

次に、124ページに移ります。124ページ上段、目3温水プール費5,339万1,574円の主なものは、126ページに移りまして、上段、節15の工事請負費1,862万8,920円、プール槽防水塗装工事ほか4件の工事費でございます。

中段、項7育英奨学資金費、年間の貸付金額は684万円でございます。

次に、款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費862万6,240円は、町道日野沢46号線災害復旧工事ほか1件の工事費でございます。

128ページに移ります。128ページ上段、款12公債費3億5,169万7,865円は、政府の財政融資資金ほか5件の長期債借入れの元金及び利子の償還金でございます。

中段、款13諸支出金311万7,038円は、財政調整基金ほか7つの基金の利子分積み立て分として積み立てたものでございます。

130ページに移ります。最下段でございます。以上の結果、歳出決算額は39億5,439万6,889円、前年度に比べ2,596万7,029円、0.7%の減でございます。

続いて、133ページ、国民健康保険特別会計に移ります。133ページをごらんください。認定第2号平成30年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は11億7,565万9,527円、歳出決算額は10億6,782万3,491円、歳入歳出差引残額は1億783万6,036円、翌年度へ繰り越すべき財源額はございませんでした。よって、翌年度への繰越額は1億783万6,036円でございます。

各科目ごとの説明は事項別明細書により行います。144ページに移ります。144ページ、歳入でございます。最上段、款1国民健康保険税、収入済額は1億7,965万3,955円、前年度に比べ919万219円、4.9%の減、不納欠損額は323万1,285円、収入未済額は3,449万6,281円でございます。

146ページに移ります。146ページ上段、款5県支出金、収入済額7億9,493万712円、前年度に比べ6億8,406万6,080円の増でございます。これは、制度改正により平成30年度から財政運営の責任主体が埼玉県となったことによるものでございます。内訳は、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金7億2,824万4,712円、節2特別交付金6,668万6,000円でございます。

中段、款7繰入金6,022万520円、前年度に比べ4,593万2,586円、43.3%の減でございます。これは、一般会計からの繰り入れで、主なものは右側の備考欄1行目、保険基盤安定繰入金3,460万9,469円、3行目、事務費繰入金1,703万6,000円でございます。

次に、下段、款8繰越金、収入済額1億3,907万5,385円、前年度に比べ298万3,436円、2.2%の増でございます。

款9諸収入、収入済額177万7,591円、前年度に比べ45万1,860円、20.3%の減でございます。

148ページに移ります。以上の結果、歳入決算額は11億7,565万9,527円、前年度に比べ3億7,980万2,043円、24.4%の減でございます。

150ページ、歳出に移ります。150ページ、歳出でございます。款1総務費2,366万5,402円は、主に人件費及び電算処理の委託に要したものでございます。

152ページに移ります。152ページ中段、款2保険給付費7億2,749万3,426円の主なものは、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費6億3,143万7,799円でございます。

154ページに移ります。154ページ上段、項2高額療養費8,610万1,620円の主なものは、目1一般被保険者高額療養費8,582万3,536円でございます。

次に、最下段、款3国民健康保険事業納付金2億1,883万7,423円、これは制度改正により平成30年度から財政運営の責任主体が埼玉県となったことにより、町から県に支払う納付金でございます。主なものは、156ページに移りまして、上段、項1医療給付費、目1一般被保険者医療給付費、節19の備考欄、一般被保険者医療納付金1億3,994万387円でございます。

中段やや上、項2後期高齢者支援金等5,887万4,178円の主なものは、目1節19の備考欄、一般被保険者後期高齢者支援金等5,837万1,616円でございます。

中段、項3介護納付金は支出済額1,906万8,724円でございます。

次に、下段、款6保健事業費1,184万2,108円の主なものは、項1目1特定健診事業費、158ページに移りまして、上段、節13の備考欄1行目、特定健診委託料526万583円と、項2保健事業費、目1疾病予防費、節13の備考欄、生活習慣病予防健診委託料432万円でございます。

160ページに移ります。以上の結果、歳出決算額は10億6,782万3,491円、前年度に比べ3億4,856万2,694円、24.6%の減でございます。

続いて、163ページ、介護保険特別会計に移ります。163ページをごらんください。認定第3号平成30年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は10億6,661万592円、歳出決算額は10億2,045万7,118円、歳入歳出差引残額は4,615万3,474円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は4,615万3,474円でございます。

172ページの事項別明細書に移ります。172ページは歳入でございます。最上段、款1保険料、収入済額2億3,402万9,920円、これは65歳以上の被保険者に係る保険料で、前年度に比べ2,130万2,800円、10%の増、収入未済額は1,035万1,990円でございます。

次に、中段、款3国庫支出金、収入済額2億4,820万6,325円、主なものは項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1の備考欄、現年度の介護給付費負担金1億7,301万4,551円と、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1の備考欄、普通調整交付金4,799万3,000円でございます。

次に、下段、款4支払基金交付金、収入済額2億5,685万3,605円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、174ページに移ります。174ページ上段、款5県支出金は、収入済額1億5,311万3,170円でございます。款3の国庫支出金から款5県支出金までは、規定の負担割合に基づき交付されたものでございます。

次に、中段、款7寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金6万円は、地域支援事業に対する寄附金でございます。

次に、下段、款8繰入金、収入済額1億4,986万5,176円は、一般会計からの繰り入れで、主なものは項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1億1,806万7,875円でございます。

次に、176ページに移ります。176ページ下段、款10繰越金は、収入済額2,417万5,346円、前年度に比べ4,595万1,495円、65.5%の減でございます。

以上の結果、歳入決算額は10億6,661万592円、前年度に比べ820万6,317円、0.8%の増でございます。

次に、178ページ、歳出に移ります。178ページ、歳出でございます。款1総務費2,659万559円、主に人件費と負担金に要したものでございます。

下段、項3介護認定審査会費、180ページに移りまして、最上段、目2認定審査会共同設置負担金は606万1,000円でございます。

款2 保険給付費、支出済額9億1,556万9,608円は、各種介護サービスの給付費で、項1 介護サービス等諸費の主なものは、目1 居宅介護サービス給付費3億3,115万7,619円、目3 地域密着型介護サービス給付費1億5,083万8,713円、目5 施設介護サービス費3億246万3,057円、目9 居宅介護サービス計画給付費4,184万1,951円でございます。

次に、182ページに移ります。182ページ上段、項2 介護予防サービス等諸費の主なものは、目1 介護予防サービス給付費2,640万8,317円でございます。

次に、184ページに移ります。184ページ下段、款3 地域支援事業費、支出済額6,366万5,087円は、主に介護予防事業と地域包括支援センターの運営に要したもので、項1 介護予防生活支援サービス事業費の主なものは、186ページに移りまして、上段、目1 節19の備考欄、介護予防生活支援サービス事業費負担金2,384万4,391円でございます。

中段、項2 一般介護予防事業費の主なものは、目1 節13の備考欄、介護予防事業委託料986万6,052円でございます。

下段、項3 包括的支援事業・任意事業費、目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,920万3,463円は、主に職員の人件費など、地域包括支援センターの運営に要したものでございます。

次に、190ページに移ります。190ページ中段、款6 諸支出金1,463万1,864円は、主に平成29年度において交付を受けた交付金等が超過交付となったことから、返還したものでございます。

以上の結果、歳出決算額は10億2,045万7,118円、前年度に比べ1,377万1,811円、1.3%の減でございます。

続いて、193ページ、後期高齢者医療特別会計に移ります。193ページをごらんください。認定第4号平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について内容をご説明申し上げます。

歳入決算額1億2,590万2,602円、歳出決算額1億2,470万5,817円、歳入歳出差引残額119万6,785円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は119万6,785円でございます。

202ページ、事項別明細書に移ります。202ページ、歳入でございます。歳入の主なものは、後期高齢者医療の保険料と一般会計からの繰入金でございます。最上段、款1 後期高齢者医療保険料、収入済額9,424万2,860円、前年度に比べ27万5,870円、0.3%の増、収入未済額は38万円でございます。主なものは、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料6,951万4,990円と、目2 普通徴収保険料、節1の備考欄、現年度分の普通徴収保険料2,413万8,830円でございます。

次に、中段、款3 繰入金、収入済額3,084万4,131円、主なものは項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金2,880万1,131円でございます。

204ページに移ります。以上の結果、歳入決算額は1億2,590万2,602円、前年度に比べ113万4,255円、0.9%の増でございます。

次に、206ページ、歳出に移ります。中段の款2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億2,290万6,651円、この広域連合への納付金が歳出決算額の98.6%となっております。

208ページに移ります。最下段、歳出決算額は1億2,470万5,817円、前年度に比べ67万5,571円、0.5%の増でございます。

続いて、211ページから216ページまでは、実質収支に関する調書でございます。財政運営の状況を判断するための基準となる実質収支は、全ての会計において黒字決算でございます。

次に、217ページから224ページまでは、財産に関する調書でございます。公有財産50万円以上の主な物

品及び基金の増減内訳となっております。

225ページからは、工事請負費及び備品購入費の明細でございます。ご参照ください。

以上、認定第1号から認定第4号までの内容説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） 代表監査委員に一括して決算審査の報告を求めます。

田島代表監査委員。

〔代表監査委員 田島伸一登壇〕

○代表監査委員（田島伸一） 代表監査委員の田島でございます。これより平成30年度皆野町各会計の決算審査の報告をいたします。

令和元年7月8日、町長から審査に付されました平成30年度皆野町各会計の歳入歳出決算、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書の審査につきましては、7月8日、9日、10日、11日、12日の5日間、会計管理者並びに各課長に出席を求めて、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なものか等の点に注意し、会計管理者の所掌する帳簿と照合して行いました。

その結果、町長から審査に付された平成30年度の決算諸表は、正確かつ適正であると認め、その審査意見書を私と内海監査委員の連名により町長に提出いたしました。詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しをごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成30年度皆野町各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（大澤金作議員） 以上で認定第1号から認定第4号までの説明及び決算審査の報告を終わります。



### ◎延会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



### ◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 次会日程の報告を行います。

あす12日は、午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



### ◎延会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 2時16分

## 令和元年第3回皆野町議会定例会 第2日

令和元年9月12日（木曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、認定第 1号 平成30年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 2号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 3号 平成30年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 4号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、議案第23号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の全部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第17号 監査委員の選任についての説明、質疑、採決

1、同意第18号 公平委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原	睦夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 会計課長	橋本賢伸	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	中島直輝
町民生活 課長	長島弘	健康福祉 課長	浅見幸弘
税務課長	豊田昭夫	産業観光 課長	玉谷泰典
建設課長	宮原宏一	教育次長	設楽知伸
代表 監査委員	田島伸一		

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、認定第1号 平成30年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

5番、常山知子議員。

- 5番（常山知子議員） 私は、主というか、平成30年度主要な施策の成果報告書、これに基づいて質問をいたします。

まず、9ページの労働費、住宅リフォーム資金助成事業についてなのですが、これは20万円以上の工事に4万円の助成ということで、年度がかわれば、リフォームする場所が違えば、何度でも助成を受けられるというとても評価されている事業だと思います。本当に私たち住民からしても、ああ、今度はどこをやるのかな、そういうふうにお金をためて、またどこをやるのかなという計画も立てられますし、とてもいいのですが、前にも質問しましたが、助成金が4万円というのは本当に残念なことなのですが、今の状況だと消費税も10%になってしまうのかなと思うところで、助成金を4万円から5万円に引き上げることをぜひ検討していただきたい。そのことが1点です。

それから、17ページの町営バスについてなのですが、差しかえもありましたけれども、町営バスについて、まず1つは、この表を見ますと、29年度、30年度で比べますと、利用者は減っているわけですが、使用料は増えているのですが、それはなぜなのかということと、2つ目は、バスの利用客は前年と比べると減っているのですが、日野沢線の利用者は、金沢線と比べると3倍以上になっています。この要因は、やはり私考えるところに、観光客や登山客の利用ということが考えられると思うのです。それで、前にも質問しましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の観光の振興ということで、町営バスの休日の運行本数を5往復から6往復とあります。検討しているのかどうか、ぜひ日野沢線の休日本数を増やすよう検討しているのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと前後してしまうのですが、教育費の14ページの要保護・準要保護児童生徒支援についてなのですが、入学前支給は小学校が3人、中学校が1人というふうにここに書いてあるのですが、これはどういうふうに理解したらいいのか。みんなほかの人たちは、この支給というのが入学が終わ

った後、今までどおり7月か8月ということなのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。その3点  
よろしくをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんの質問にお答えします。

9ページ、住宅リフォーム資金助成事業についてですが、住宅リフォーム事業助成金につきましては、  
住宅の改善を促進をしまして、町民の生活向上と小規模事業者の振興を図るために、住民が住宅のリフォ  
ーム、20万円以上の住宅改修工事を行ったときに助成金を交付するものです。この3年間の実績ですが、  
平成28年度につきましては、38件、152万円の補助、平成29年度につきましては、32件、128万円の補助、  
平成30年度につきましては、148万円の補助となっております。補助金額を4万円でなく、5万円に引き  
上げることにについて検討したらいいのではないかとのご提案ですが、検討させていただきたいと思いま  
す。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

主要な施策の成果報告書、17ページになります。まず、利用状況の関係で、利用者数に一部誤りがあ  
りまして、差しかえをさせていただきました。大変申しわけございませんでした。ご質問の利用者が減っ  
ているのに、使用料が増えていると、この理由につきましてですが、明確な理由というのがちょっとこれだ  
というのは、なかなか難しいところなのですけれども、内訳を見ますと、皆野高校生の定期券の利用  
者が増えております。これによる収入の増となっております。また、少子高齢化等によりまして、一般の  
利用客は減っているというふうに見ております。ただ、近年、テレビ放映等で町営バスも取り上げられて  
おりますので、議員さんおっしゃいますように、ハイキング客、また観光客等は増えているものというふ  
うに認識をしております。そのようなことが要因となって、今回のように収入が増になったというふう  
に見ております。

それから、休日の運行本数、これを1便増やせないかということでございますが、利用状況を見まし  
ても、年々利用者は減少傾向にございます。そうした中で、1便増便ということになりますと、運行の経費  
のほうは増えるという形になります。このあたりも十分利用状況、それから経費の状況を踏まえまして、  
検討のほうは進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

主要な施策の成果報告書の14ページですか、要保護・準要保護の児童生徒支援というところでござい  
ます。まず、新入学児童生徒の学用品につきましては、今年度から入学前支給を行っております。また、こ  
の後の補正予算のところにも出てくるのですけれども、小学校で6人中3人、中学校で6人中1人という  
ことではございました。こちらのことにつきましては、入学説明会において援助費の資料等を作成して配布  
はしているのですけれども、PRが足りなかったのではないかとこのところも考えております。なので、  
今後十分な説明をまたしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 住宅リフォーム資金助成事業については検討するというので、ぜひ今、本当に材料費も値上がりをしているような状況ですし、やはりこれからリフォームしようかなと考えている人に、やはりせめて1万円引き上げて5万円にするということは重要なことですし、町の事業者の人たちにも、またこういうリフォームをする方が増えるということは、その事業をやっている人たちにも本当に助かるわけですから、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、あと町営バスのことなのですが、ちょっと定期券の増なので、定期券を買う人が増えたので、それで利用料が増えたのかなという、そういう説明ですので、それはいいのですが、本当に町営バスは利用者が減っている。住民の中でもなかなか利用というのが難しいというか、そういうこともあるのですが、やはり観光振興ということでは、ぜひもう少し利便性があるバスの運行を、これ毎日やれということではなくて、せめて休日運行なのです。そして、ハイカーの人だとか、それから華厳の滝を見に来た人だとか、いろいろいるわけですから、そういうときにここにもう一便あれば、ちょうど帰りのバスに間に合う、そういうこともありますので、ぜひこれからも検討して行ってほしいと思います。

それから、あと教育費のその入学前支給ですが、ぜひ私もっと利用する人はいらっしやるのかなと思ったのですが、周知をしっかりとやって行ってほしいと思います。そして、こういうことができるのだなというのをやっぱり町民に知らせないと、幾らいいことをやっても、ちっとも利用できないのです。ぜひその点お願いしたいと思います。

私は以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） それでは、2点質問をさせていただきます。

まず初めに、21ページ、目4土木使用料、節2住宅使用料過年度分923万3,600円、町営住宅使用料過年度分、この金額は昨年とそれほど変わらないというふうに思っております。今まで要するに町営住宅の家賃を滞納している方の合計の金額だと思うのですが、この内容について説明をお願いいたします。

次に、70ページ、目1児童福祉総務費の中の節13委託料、放課後児童健全育成事業委託料というのは、これは学童保育所の委託料だというふうに理解しております。その1段あけて、学童保育所サポート事業委託料、これ1,349万4,000円、これの説明をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 9番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

ページでいいますと、21ページになります。町営住宅の滞納過年度分でございますけれども、現在皆野町の町営住宅は6団地、108戸、入居世帯数が83世帯、入居者数が177人、これは8月末現在になっております。この団地を管理してございます。この滞納分の金額でございますが、4人の方の滞納分でございます。町営住宅の滞納につきましては、建設課の職員が戸別訪問、連帯保証人等のところにも出向きまして、徴収を行っております。特に納入の意思に欠ける方につきましては、戸別訪問を行い、入居者、連帯保証人等と相談しながら、返済計画を立てながら、返済を徴収しているところでございます。今後につきましても、戸別訪問、呼び出し等を行い、事情聴取を行い、連帯保証人等のところに出向き、規定に基づき実施していきたいと思っております。

なお、これは参考までですけれども、一番多いときで平成26年度になります。このときの滞納、過年度分が1,052万2,500円ございました。現在で4年間で約128万8,900円減額したということになってございま

す。職員のほうも滞納者のところに訪問しますけれども、なかなか会えないというような事情もありまして、職員のほうも今、一生懸命頑張ってやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 9番、大澤議員さんからのご質問にお答えいたします。

71ページ上段、節13の委託料のうちの学童保育所サポート事業委託料1,349万4,000円についてお答えいたします。この委託料は、平成28年から平成30年度の3年間にわたりまして、学童保育所保育料の無償化を行いました。この月額6,000円の保育料の延べ人数2,249人分の月額保育料の1年分の委託料でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） それでは、町営住宅のことについて、関連して質問させていただきます。

ただいま徴収に関しての職員の方の努力をお伺いいたしましたけれども、結局その4年間で128万円という金額というのは、決して私多くはないと思うのです。これも4件だということだと、月に大体どのぐらい返していただけるのか、大変少ないというふうに思っています。この900万円という金額が例えばもっともっと要するに半分以下、3分の1、要するにゼロになるということの見込みは今の状況であるのかなという甚だ疑問に思っております。その辺のことに関しては、もう今の建設課のほうで一生懸命やっていただくことを続けていく以外にはないと思うのですけれども、それとはまた別にこの町営住宅が今、毎月要するに町報に募集の案内は出るけれども、入居したという話は余り聞かないというふうに私は考えております。この町営住宅について、このなかなか入居しないということにどんなことの原因があるというふうに考えておられるのか、建設課長にお伺いします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 9番、大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

今、町営住宅の空き部屋等がございます。この4月から私が課長になりまして、入居者はゼロでございます。なお、町内にあります民間アパート、雇用促進住宅等についても空いて、空き部屋が多いというような状況でございます。町営住宅につきましては、昭和47年から昭和60年までに集中して建設してございます。その後、平成になりまして、20年度からリフォームを約8年間ぐらい行っております。リフォームをしておったのですけれども、なかなか若い世代の入居が少ないというような状況でございます。古くなってきたからというような理由も考えられますけれども、近隣のアパート並びに雇用促進住宅も空いているような状況で、なかなか入居者が増えないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 今、課長の説明にもありましたように、要するに若い世代は、わざわざ古いところには多分入りたがらないのは事実だと思います。

それで、ほかに比べれば安い家賃で入れる町営住宅について、ではどういう人だったら入るのかということ考えた場合に、要するに今の入居条件というのは、2人以上でなければならない。あと、要するに所得の制限が大幅低く抑えられているというふうに私は感じております。その辺を踏まえて、例えば入居に関しては1人でも入れるようにするか、あとその所得の制限についての多少もう一度検討し直すとか、そういうふうなことを進める気持ちを考えるところがあるのかということをもまず1つお伺いします。

あと、入居に当たってのその条件というのはいろいろあると思うのですが、はっきり言ってこれだけの、先ほどのあったような例えば滞納をずっとするような人は要するに退去してもらえるとすることは可能なのか、そのことについてもお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 9番、大澤議員さんの質問にお答えいたします。

町営住宅の維持管理におきましては、公営住宅法の規定に基づきまして、実施してございます。なかなか退去という問題につきましては、町営住宅の入居につきましては、明らかに住宅に困窮している人というような入居の理由もございまして、退去のことも入居者との話の中では、そういう話も出ております。滞納が多いと、退去の場合もありますというようなこともございまして、今後につきましては、いろいろな面を内容等の検討いたしまして、実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 一番最初に説明していただいたように、6団地で25戸の空き室もあるということ、こういうことを踏まえますと、要するに古い団地の中では入居者数が大分減っているところもあると思うので、実際今住んでいる方たちにまとめてこちらに移ってくれと言っても、それは不可能かもしれませんが、これから先もその町営住宅を続けていくのだとしたら、古いところからだんだん減らしていくような、そういう考えを持っていく必要もあるというふうに考えております。

先ほどのその滞納のことに關しても、結局きちんと家賃を払っている方との不公平が出てはいけないと思っておりますので、これからはしっかりと、要するに先ほども保証人の方ともお話をしているということですので、もうちょっと保証人の方の、その保証人になるということの重さというものをしっかりわかっていただいて、滞納が少しでも早く減るような努力をしていただきたいと思っております。町営住宅については結構です。

それでは、続きまして、学童についてお伺いいたします。学童についての関連質問なのですが、ことしの4月の段階で学童の待機児童が20人以上いたというふうにはたしか自覚しておりますが、その待機児童という子供たちは、今現在どのような要するに数字になっているのかということをお伺いをいたします。

あと、学童保育所が実は今年度から保護者に対してのいろんな変わったことが出てきて、例えば6時を過ぎる場合には、前もって電話連絡をしなければいけないとか、以前に比べると細かい指導というか、指摘があるというふうには伺っております。学童のその運営について、要するに町からは例えば始まる時間は学校が終わってからということはもちろん当たり前なのですが、終わりは何時まで預かるとか、その預かる場合についての例えば子供たちをどんなように指導するというふうなその内容についての、委託するためのその条件とか、そういうものが何かあるのだとしたら教えてください。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

待機児童についてでございますけれども、入所決定時に皆野学童保育所では、5年生と6年生のうち、28人の待機児童がおりましたが、4月以降退所者が何名か出た関係で、6人の児童が入所でできております。夏休みの終わりの8月下旬に数名の退所の意向のある児童の申し出、届けがありましたので、待機になっている保護者に入所案内をしましたところ、残っている保護者全て入所の意向がないということで、現在待機児童はおりません。

もう一点の入所案内なのですけれども、昨年からそのあたりを厳格化をいたしまして、入所基準を明確化した募集案内を作成しております。今年度も同様に募集の段階でその案内を申し込み者には全て配布をして、わかりやすく説明ができている内容のものを作成しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 退所者が8月末で出たけれども、要するに待機している保護者に連絡をしたら、入所しなくてもいいというふうなことで、今待機児童がゼロになったというお話を伺いました。多分4月からこの今までの間でその学童に預けない生活のパターンができたので、今さらその学童に入らなくても大丈夫だということで、そういうふうになったのだなとは思いますが、実際待機児童ゼロという状況になったことは私がかえってよかったかなというふうに思っております。学童保育所の今年度のその待機児童が多く出たという、そういう入所に関しての多少の保護者の不満というのは、来年度はないようにということで、課長のほうでもきちんとした入所基準をつくって、また説明もしてくれるということで、その件に関しては安心はしておりますけれども、学童保育所というものの存在というのは、要するに働く特に母親にとってはとても大事なもので、私の子供も学童保育所に一時通ってございましたけれども、そのころの先生というのは、学童というのは学校と親、家庭を結ぶ中間点だけれども、要するに学童でしっかり宿題を済ませておかなければ、うちに帰ってから親が宿題をやりなさいとかと、そういう時間をとられて、親子の時間が減るから、ここはきちんと宿題をやらせなければいけないと思っているというふうなそのときの先生はおっしゃって、例えば1年生でも要するに宿題は5分で終わってしまう子もいれば、1時間かかる子もいても、それは学童でしっかり先生が面倒を見てくれていました。

ところが、今ははっきり言って、うちの孫も行っていますけれども、本人の悪いところもあるのかもしれないのですが、宿題をやってこないという日が結構あるのです。その学童というものの意味というのは、ただ集団で仲よく遊ばせるというところではなく、やっぱり学習の習慣を身につけるといっても私は大事だと思うので、委託するに当たっての条件なりというものが今は全くないのだとしたら、これから先を考えるとときには、こういうことはきちんと指導してほしいというものを町としても明確に示してもらったほうが私はいいのではないかとこのように思っております。

それから、要するに先ほども申し上げたように、6時を過ぎたら電話連絡をしなければいけないということがありますけれども、3月までは6時を回っても迎えに来る保護者はたくさんいましたが、今は全く本当にほとんどいなくなりました。では、どういうことが起きているかといいますと、この中で女性というのと、私と常山議員だけなので、その辺は常山議員だったらわかってくれると思うのですけれども、例えば夕方の買い物に行くのに、自分一人だったら5分、10分で終わることが子供と一緒にだと余計な時間がかかり、また子供を怒ったり、とても精神的に負担が出てくるわけです。夕方の本当に6時前後の時間というのはとても大事な時間で、その辺のことも例えばことし急にそういうふうになったわけですが、その辺のことが学童保育所のほうの委託先でもう自由に決められるということは、やはり私はおかしいのではないかなというふうに思っております。

子供たちの健全な育成のためにある学童保育所が、今の運営に関して非常によく面倒は見てもらっているというふうには思いますけれども、その内容についてもうちちょっと町で何か関与できるような、そんなところが私は必要だというふうに思っております。ことしのこれから11月になれば、また募集が入るとは思いますけれども、学童保育所で子供たちが元気に過ごせるようにこれからも町でサポートしていただき

たいということ要望して終わりにします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 73ページをお願いします。上段のほうの19負補交の中で、ちちぶ定住自立圏医療分野分担金1,000万円、続いて広域市町村圏組合救急医療施設費負担金575万2,000円、この目的とするところ、その成果、お願いいたします。

87ページ中段ぐらいで、商工振興費の中のやはり負補交で、商工会補助金の700万円、にぎわい創出事業補助金180万円、やはりこの目的と成果を教えてください。

それから、最後、101ページをお願いします。下段のほうに教育関係で英語指導助手委託料313万円というのがあって、これはわかりますけれども、その後、ちょっと聞きなれないのですけれども、ALT委託料147万8,962円、このALT委託料、きのう全協でお聞きしましたけれども、当町の英語力が県はおろか、国においてももうトップクラスにあるような実態をお聞きし、非常に驚いているのですけれども、この辺のご指導の関連なのかを、ローマ字で来ているから、そうなのだろうなというところなのですけれども、詳しくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんからのご質問にお答えいたします。

73ページの上段になります19節負補交のちちぶ定住自立圏医療分野負担金1,000万円、こちらについてでございますが、これは定住自立圏事業の中で、秩父医療協議会というのが設置されておりまして、市長を初め各首長さん、また医師、そういった関係者が組織している協議会なのですけれども、そちらの中の事業で、大きなものは産科医療機関の確保、現在、秩父では岩田産婦人科1カ所ですけれども、そちらの産科医の確保ということで、県のほうから医師を派遣していただいたり、また助産師を派遣していただいたりと、そういったことでこちらの予算が大きなものです。事業費の中で4,000万円の事業費になっております。また、救急医療の確保ということで、秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が二次救急医療の輪番病院になっています。そうしたところへの補助金、また休日の医師会で開設している診療所への補助金、こういったところの運営の補助をしている協議会、こちらへ町のほうから1,000万円の負担金を支出しております。1市4町で5,000万円ですか、の負担金を出しているといった組織になります。

その下の広域市町村圏組合救急医療施設費負担金575万2,000円についてでございますが、こちらは秩父広域市町村圏組合の事業で、同様に二次救急の輪番病院の3病院への補助金、こちらが3,504万円、また医師会の設置しています休日診療所運営事業の委託料、こうした医療の確保のための事業への負担金、こういった内容でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの質問にお答えします。

87ページ中段、にぎわい創出事業補助金180万円についてご説明をいたします。この180万円は商工会への補助金ですが、事業といたしますと、第5回皆野町皆野横丁の事業に充てられた補助金になります。昨年の11月4日になりますが、午後3時から8時までの間、皆野駅横駐車場付近におきまして、第5回の皆野横丁が開催されました。当日は来場者はおよそ3,500人、また出店団体としては22店舗が参加しており

ます。この皆野横丁の目的ですが、町内の飲食店につきましては、散在しておりまして、飲み歩き、食べ歩きが難しい地域のためにイベントを通して、新規顧客の開拓と町内商業の活性化を図ろうという目的のもとに始まったわけですが、会場に各飲食店が品物を持ち寄り、フードコート形式で一度に多くの店の魅力を知ってもらおうという目的は達成されたと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

101ページの13委託料のうち、ALT委託料についてご説明申し上げます。ALTとは、Assistant Language Teacher、外国語指導助手でございます。主に英語を母国語とする外国人の先生、生の英語が使える先生と考えていただいて結構だと思います。このALT委託料のところ、この予算をもとに主に大きく3つの事業を行いました。1つ目は、英語でイングリッシュキャンプ、これは英語を使ってキャンプ場でアクティビティを行ったり、バーベキューなどを行ったりしました。そして、2つ目は、英語でクッキング、総合センターで調理から食事まで英語で行いました。さまざまな国の料理を調理したり、食べたりしました。そして、3つ目は英語スポーツフェスティバル、皆野小学校で運動会を英語で行いました。ことしは英語でハロウィンを計画しております。この3つのほかにハロウィンイベントを計画しております。ふれあいまつりの日に町の商店街を仮装した子供たちが英語で歩いて回っていくという町の活性化にもつながるかなと思っておりますが、そのような企画がございます。このことにより、中学校に行って、また一層英語を学び、全国学力・学習状況調査でも高得点が期待できると考えております。学校で学んだことを生きた生活の場面で、生きた英語として使っていくという、そういう取り組みでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ちちぶ定住自立圏医療分野の1,000万円に関しましては、主が産婦人科の助成に使われているというような感じでお聞きしました。実態、なかなか秩父地区にその岩田医院さん1つになっただけというのとは前々から聞いておりまして、自分の記憶だと秩父の市長さんは秩父市立病院に産科をつくるのだという公約をして、あの市長さん自体がお医者さんなので、多分市民の方を初め多くの期待がそこにあるような気がするのですが、その方向を後押しするようなことは、動きというものはないものなのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 一時期市立病院に産科をとという動きは確かにあったのですが、今現在、岩田先生のところだけで、この町の出生数も昨日申し上げましたけれども、秩父郡市内の出生数がかなり少なくなりましたと、岩田先生のところでかなり間に合う、あるいはまた秩父圏外に出て、いわゆる里帰り出産をする人たちもおるといようなことから、今は市立病院の中に産科をとすることは考えの中には今でもあるかとは思っておりますが、なかなか医師の確保といようなことも難しいといようなことから、一時期ほどの熱の入れようではないような感さえておるところでございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのような感じをお聞きしますと、ああ、そう、そんなことなのだろうなと思っ  
て、世の中の流れもあって、それも相当なやはり経営上の問題も出るのしょうから、そのようにお聞き

します。理解するところでもあります。

商工会のほうに出しているお金と、あとにぎわい創出事業補助金、ことしもまた計画されているようですので、ぜひ盛大にやっていただけたらと思います。

教育長に答弁いただいたAL T委託料、やはりなかなかいろんな策であって、きのうお聞きしたような町の子供たちの成績がぐんと上がっているというところにもいろんな策があるのだなとやはり思えるところでもあります。その英語でハロウィンというのを、もう少しどんな感じで展開していくのか、せっかくやるのだから、多くの人に周知して、マスコミの注目を集めるぐらいな感じでもいいかなと思うところですが、その辺のもうちょっとのこの展開お聞かせください。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ハロウィンにつきましては、ただいま計画中で、案を練っているところでございます。お話しできるところまでなのですけれども、特に商工会さんと連携をとらせていただいて、町の方々にもご参加いただいて、子供たちが仮装して、私も仮装するつもりですけれども、町の商店街をにぎわせたいという気持ちもございまして、英語で取り組みます。もちろんマスコミ等にも連絡して来ていただけるよう大々的に手を打っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） この皆野町みたいなところで仮装のノウハウがどういうものが出てくるか非常に楽しみで、教育長も仮装してというその意欲は大変おもしろいことで、何になりますかね。ぱっと見、アインシュタインとか、いろいろありますけれども、お任せします。

では、教育委員会の方はほとんど仮装してもらうということで、ついでに税務課長にも参加いただいて、今よろしく願いいたします。そうすると、多くの執行部の人、長島課長、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番です。何点か順を追って質問いたします。

まず、歳入のほうで、19ページ、款12項1目2節1負担金、保育所児童保護者負担金、これが2,779万3,750円、これは月謝というような形で保護者から集めるお金かとは思いますが、これはどこに何件場所が、今度は支払うするほうは保育所が何カ所あって、人数がどのくらいの分かをお尋ねいたします。

それから、21ページ、款12項1目4節1学校費負担金の備考欄で、学校給食費保護者負担金3,927万6,014円、これは保護者から給食費として集めるお金だと思いますが、これは前にちょっと申し上げたのですけれども、約3,900万円の財源があれば、これは3,900万円で学校給食費が無料というわけではないですけれども、財源があれば、これを負担すれば、保護者の負担がなくなるというような話をしたことがあるのですけれども、児童手当が9,075万8,332円、これを充当したらいかがだというようなことを前にお話ししたことがあるのですけれども、これはそのときに研究してみますというような答弁をいただいたと思うのですが、これ幾らか研究してもらったのですか、お尋ねします。

それから、歳入のほうの31ページ、款15項2目5節1教育費県補助金で、備考で放課後子供教室推進事業等県補助金43万9,000円、これは放課後子供教室を開いているということは前にお伺いしたのですけれど

ども、現在県は推進事業というので、これどんどん推進しろという意味で進めているのでしょうか。43万9,000円だから大した話ではないのですけれども、ほかの学校やなんか聞いてみると、放課後子供教室というのが学童にかわるほど充実している学校もあるようで、これが充実してくれば、学童もそんなに必要なくなるのかなというような感じもあるのですけれども、先々教育委員会としてはこの放課後子供教室を推進して充実していく方向があるのかどうかをお伺いします。

それから、続いて歳出のほうで、45ページ、款2項1目1節26寄附金20万円、これは何のために、どこに寄附をしたのかをお伺いします。

それから、51ページ、款2項1目1節13委託料、皆野町定住促進事業業務委託料993万6,000円と提案業務委託料457万9,000円、これはどなたに、どなたは誰か。それから、団体か、個人か、それとも法人に委託をして委託料、使い道はどうでもいいです。成果はどっちでもいい。どこに、どういう格好で委託料を1,455万円ぐらい、これは委託したかをお伺いします。

それから、71ページの款3、これは大澤議員がさっきちょっとで重複するかと思うのですけれども、71ページ、款3項2目1節13委託料、これは成果報告書の6ページの児童福祉費というところで書いてあるのですけれども、小学校就学前の児童を親族が日常保育することができない場合に保育所などへ委託をするということで、13施設に2億2,342万9,000円、大きな数字ですけれども、これを委託したということなのだけれども、決算書のほうと少し金額が違うみたいなのだ。少しですけれども、2億2,276万4,830円、これは差があるのですけれども、それがどんなことなのかと、これは13施設となっていますけれども、町内の保育園にはどのくらい委託料として出しているのか。

それから、放課後児童健全育成事業運営委託料、これは学童保育所の単独の保育料だと認識をしていますが、それについてまた加えて学童保育所サポート事業委託料、これが無料化するのだということで、加えて委託料をプラスしているということでしょうけれども、このさきの放課後児童健全育成事業運営委託料では、委託先が賄えないので、学童保育所サポート事業のこの1,300万円を入れればただになると、こういうことなのかをお尋ねします。

それから、成果報告書と同時に、16ページの民間保育所運営費補助金700万円、その下だよね、負担金。それから長時間保育対策事業補助金60万円、民間保育所運営費補助金700万円、これは700万円か、これが700万円ですね。これの内訳が保育所障害児保育対策事業費補助金458万9,040円、これはどこに補助金を出しているのでしょうかをお尋ねいたします。

それから、87ページ、款7項1目2節19補交、まち婚サポート推進事業というのが、金額は30万円、これの成果といいますか、実施に当たっての結果といいますか、それがもしありましたら、ゼロでも結構です。お聞きします。

それから、91ページ、これは町長にちょっとお伺いしたいのですけれども、いつも思っているのですが、91ページの款8項1目1節19補交、道路改良の期成同盟会の会がたくさんありまして、金額はそんなに大きな金額ではないので、金額のことと言うよりも、かなりこれいつも感じていることですが、一遍にやっていってもらえばありがたいとか、少しは統廃合、また長玉線なんかとか、三沢坂本線なんかは一緒にやったってもういいというような感じがするし、統廃合はしてもいいようなことがたくさん何力所かあるので、これについて町長は町村会長さんでお骨折りいただいていますし、この秩父郡市内でも大変リーダーシップをとって、こういう事業を進めていただいておりますのですけれども、これについてどうも余り私はなくてもいいのではないかと、あるいは統廃合して一遍にやるとか、そうすればみんなその

忙しい町長さんや県議さん、また県土整備事務所の幹部の方々とか、そういった方が一々これみんな来てやるという必要があるのかなと感じているのですけれども、その点町長はどんな感じだか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんからご質問のありました決算書45ページの寄附金20万円でございます。これにつきましては、平成30年度中に災害等によりまして被災いたしました県に対する見舞金になります。2点ございまして、まず1点目は、30年の7月豪雨で被災をいたしました岡山県、広島県、愛媛県、この3県に対しまして、埼玉県の町村会を通しまして10万円の寄附見舞金をしております。それから、もう一点は、同じく30年の9月に発生いたしました北海道胆振東部地震、これに対する見舞金といたしまして、同じく埼玉県町村会を通しまして、北海道に10万円を見舞金として支出をしてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 四方田議員さんの質問にお答えいたします。

21ページの学校給食費保護者負担金につきましてですけれども、児童手当との関係でその充当したらどうかということですが、研究してまいりましたところ、趣旨が異なっておりまして、私どもの考えといたしましては、学校給食費保護者負担はこのまま続けていきたいと考えております。

31ページの放課後子供教室関係につきまして、放課後子供教室推進事業等県補助金の関連ですけれども、今後とも子供たちに生きる力を身につけさせ、そして学力を向上させるために放課後子供教室は続けていきたいと、充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

私のほうからは、まず歳入のほうの19ページ下段の目2 民生費負担金、保育所児童保護者負担金2,779万3,750円、こちらにつきましては、皆野町から各保育園に入所されている方からの負担金になります。年内に入所・退所がありますが、平成30年の5月現在で申し上げますと、194人が対象となっております。こちらの保護者負担金と国、県、町の補助金を合わせまして、各保育所に委託料として支払いをしていますのが、71ページ上段の13節委託料、子どものための教育・保育委託料2億2,276万4,830円、こちらは13施設でございます。

その下の放課後児童健全育成事業運営費委託料を1つ飛びまして、学童保育所サポート事業委託料、こちらはともに学童保育所への委託料になります。学童保育所への委託料でございますけれども、まず運営費の委託料は、各基準がございまして、皆野が4クラス、国神が1クラスで5クラスの基本額、また障害児の受け入れ・土曜日の開設、あと夏休みの開設と、そういった基準に基づきましての委託料になります。学童保育所サポート事業につきましては、先ほど大澤議員さんのほうからのご質問でもご回答いたしましたとおり、月6,000円の保育料の1年分、延べ2,249人分の委託料でございます。両方合わせた中で運営をしていただくといった内容でございます。

それから、19節負補交になりますけれども、長時間保育対策事業補助金、こちらと県費の補助金の絡みになるのですけれども、長時間、要するに時間外というような、そういったところで保育をしている事業

についての補助金60万円、保育所障害児保育対策事業補助金、これも障害児を受け入れていただいている事業についての補助金458万9,040円、その下の民間保育所運営費補助金、こちらは700万円、全て明星福祉会への補助金になります。内訳ですけれども、長時間保育対策事業補助金が明星福祉会の国神保育所30万円と明星保育所が30万円、それから障害児保育対策補助金が国神保育所が24万円、明星保育所が434万9,040円となります。民間保育所運営費補助金、こちらは明星保育所が500万円、国神保育所が200万円となっております。

子どものための教育・保育委託料の中の町内保育所につきましては、申しわけありませんが、手元に資料がございませんので、資料をそろえまして、後ほど答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 10番、四方田議員さんの質問にお答えします。

87ページ、19節、まち婚サポート推進事業補助金30万円についてご説明申し上げます。これにつきましては、商工会の青年部で主催をしましたまち婚サポート推進事業に支出をされたものです。昨年の10月20日土曜、21日日曜、1泊2日で開催されました事業ですが、いこいの村ヘリテイジ美の山等を会場に参加者として男性16名、女性16名、計32名の参加者がございました。この実施の目的ですが、首都圏など多くの方に当町の魅力を知っていただくという目的もあったわけですが、参加者は特に女性については、川崎市、市川市、本庄市等から参加者がございまして、一定の成果があったものと考えております。また、7組のカップルが連絡先を交換することができたということと、その後11月4日に開催されました皆野横丁におきましても、8名の方が訪れたという話を聞いております。ただ、その後の状況については、確認しておりません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 10番、四方田議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

ページは51ページ、企画費、節13委託料の2項目についてお答えを申し上げます。

まず1点目でございますが、アドバイザー業務・交流事業・企画提案業務委託料457万9,200円でございます。こちらにつきましては、昨年度委託をしておりましたみなの魅力発掘・創造会議のアドバイザーに対する報酬経費でございます。対象者は1名、福井アドバイザーでございます。主な内容といたしましては、会議の進行、補佐、また主に浅草との交流の事業提案及び企画書の提出でございます。

次に、2項目めの皆野町定住促進事業業務委託料993万6,000円でございます。こちらについては、町商工会に対して委託をしたものでございます。内容としましては、お試し居住用住宅の整備及びそれに当たってのDIY講習の開催経費でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 少しだけ再質問します。

児童手当、給食費の件なのですが、よその町村ではこの趣旨が違うという教育長のお話がありましたけれども、趣旨が違うと言えばそうかもしれませんけれども、その手当を個々に配分するのであれば、そこから天引き、天引きと言うと変ですけれども、それでその差額だけをやると言えば、もう集金もする世話もないし、滞納もないし、そういうかなりの利便性もあるので、これは充当してもいいという法的な

制限はないと聞いておりますので、これをやっているところも既にあるところもあります。引き続きちょっと考えていただければありがたいと思います。これは、答弁要りません。

それと、学童の件なのですけれども、随分、71ページだな。この子どものための教育費が2億2,200万円、それでその内訳はまだわからないという話だったけれども、成果報告書とちょっと差があるのはいいとして、そのほかに学童保育所の事業が2,820万円、これで要するにただ運営と同時に、これは月謝と言うと変ですけれども、と言っていいのだからどうか、その呼び方はわかりませんが、保護者からの負担をしているのが1,349万4,000円出せば、かわりに委託料の中で賄ってただになるということなのでしょうけれども、この放課後児童健全育成事業の運営は、月謝は含まれていないということになるのですか。

あと、その下の19頁補交のほうのこの長時間の保育というのは、これは保育園だけですか。学童に対しては全く関係ない話なのですか。

〔「課長がないのだ」と言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） どこ行ったの。

〔「調べに行った」と言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） 調べに行った。

〔「町長に期成同盟会の」と言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） では、町長がお話する。

〔何事か言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） では、また最初からやらなくてはなのだ、ここは。見ていなかった。

期成同盟会はどうですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 議員さんからの質問の期成同盟会の関係なのですけれども、私も常々同じような思いをしておるのですけれども、中には紙面によって、総会、書面決議というようなことも既に始まっている同盟会もあります。そして、ここに載っているのは皆野町だけのかかわりのあるところが載っているのですけれども、例えば横瀬町にすればあれば横瀬青梅線だとか、あるいは小鹿野にすると神流町とのほうの期成同盟会だとか、あるいは長瀬町にすると藤岡前橋線だとかというような期成同盟会もあったり、秩父市は長野県川上村との期成同盟会等もあるようでありまして、いずれにしてもかなりそれぞれ整備もされてきているし、皆野町にかかわる部分については、地域性もありますけれども、2つぐらいに集約できないものかなということは提案をしていきたいと思っております。

○10番（四方田 実議員） では、健康福祉課長、いいですか。

俺は忘れてしまったよ。簡単にやりましょう。放課後児童健全育成事業運営委託料2,820万円、それに加えてこれだけでは月謝を取らなければやっていけないという委託先なのでしょうけれども、それで学童保育所サポート事業、これが今年度、令和元年度になると学童保育所サポート事業委託料というのは、これはなくなるわけですね、多分。だから、また復活して月謝と言っていいのですか、保護者からの負担になるということなのでしょうけれども、来年度の見通しはいかがでしょうか。それだけでもういいですよ。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 四方田議員さんの再質問にお答えいたします。

この町からの委託料と保護者の負担金、保育料、このほかおやつ代等がありますけれども、それらを合わせて運営をしているという状況でございます。来年度につきましても、保育料の6,000円と保護者負担

金につきましては、入所家庭保護者のほうからのご負担でお願いをしたいという予定でございます。

以上でございます。

○10番（四方田 実議員） 終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。ちょうど休みの時間になるので、休憩後にじっくり質問したいと思っておりますので、休憩にしてからお願いします。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時36分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。何点か質問したいと思います。

まず最初に、87ページ、企業誘致奨励金について質問いたします。この奨励金は、年間約700万円払って、皆野町にとってどういう成果があったか、それとこの奨励金の支払い先ではどういう事業を行ってきたか、わかる範囲で結構ですから、まず最初に質問いたします。

それと、次に同じく87ページの一番右の一番下、観光トイレの清掃業務委託料と、あわせて施設管理委託料について、この観光トイレの清掃業務と管理について、現在皆野町にこの観光トイレが幾つあって、幾つの業務を委託してやっているのかお聞きいたします。

それと、浄化槽についてですけれども、普通の一般家庭ですと、約四、五人の家族で浄化槽の清掃というのは、年1回で大体済んでいると思います。その関係で、この浄化槽の保守委託料は、何カ所の委託を委託してやっているのか、それと金額的な面もあわせてお願いいたします。

それと、次に89ページ、道の駅みななの整備費補助金200万円について、予算のときによく聞いていれば中身は当然わかったわけなのでございますけれども、この整備の内容について改めてお聞きしたいと思います。

それと、この成果報告書の中で、15ページ、温水プールと文化会館の照明について、この温水プールの塗装については、私が知っている範囲では、十五、六年前も防水塗装もやった経過があるわけでございます。このときには、たしか1,000万円の予算で計上されて、どうも高過ぎるという意見が議会から出て、修正をいたしまして、たしか400万円相当でできた経過もあると思います。それなのに、本年度はこの多分同じような塗装だと思っておりますので、1,600万円もかかったということについて、この説明をお願いいたします。

それと、文化会館の改修工事、舞台照明についてです。この件につきましては、産業建設常任委員会で現地でこの工事等について説明等を文化会館で受けた経過があるわけでございます。そのときには現状でこの文化会館を運営していくのに間に合っているのかどうかという質問に対しては、今の施設でも十分間に合っていますという担当者の答弁があったわけでございます。それにもかかわらず、この成果報告書は

1,600万円で、これはもうやってしまった事業ですから結構ですけれども、必要のないもので、本年度は約4,800万円の予算計上がされていると思います。これについて関連がありますので、説明をお願いいたします。

それと、最後に温水プールにつきましては、非常に私ももう20年ぐらい前から早くやめるべきだと言ってきているわけでございます。今回もまた私も議員に復帰して、最初から行財政改革の一つとして、この文化会館については非常に問題もあるし、最近では年間約4,000万円からの町の持ち出しがあるということでございます。それについて、前の議会におきまして、私の一般質問の中で、執行部に対して、この廃止等について検討委員会をつくったらどうかということをお願いしたところ、執行部の答弁としてはそういう予定はないということで、まだこのだめな事業を続けていくということでございます。それについて代表監査委員に見解をお聞きしたいわけですが、こういった赤字事業というか、持ち出しの多い事業について、慣例でいいや、いいやということをやっていることに対して、まずは代表監査委員の見解をお願いしたいと思います。また、監査委員のお二方には、非常に熱心に監査に取り組んでいただきまして、町の進展に対してご協力いただいていることに対しては、御礼を申し上げるところでございます。

とりあえず以上、お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 12番、宮原議員さんの質問にお答えします。

まず、87ページ、中段になりますが、企業誘致奨励金772万2,000円の説明をさせていただきます。これにつきましては、皆野町のほうに進出した大曾根商事さんへの奨励金の内容となります。平成30年度につきましては、固定資産税相当額が奨励金の対象となりまして、その分の772万2,000円を奨励金として支出をしております。企業が進出したことによりまして、法人の町民税ですか、の収入が上がるのと、それから皆野町からも皆野町在住の方も雇用されていますので、雇用の促進にもなるという効果があるものと考えております。それから、何をつくっているかということですが、健康食品を製造しているという話を聞いております。

続きまして、下段になりますが、観光トイレの関係ですが、町内にある観光トイレにつきましては、18カ所ございます。このうち、浄化槽を使っているトイレにつきましては、国神にある観光トイレ、下田野の観光トイレ、中三沢の観光トイレ、八幡神社の観光トイレ、それから吉野入の観光トイレ、日野沢詰所の近くにある観光トイレ、それから金沢の県道の脇にあります観光トイレの全部で7カ所になります。これに係る保守点検の支払いが発生をしております。

それから、施設管理の委託料ですが、施設管理の委託料として233万8,171円でございます。この内訳については、ここで予算措置をしているものが浄化槽の関係以外に苗木の委託料、それから道の駅の除雪作業の委託料、ハイキング道の巡視、管理業務の委託料、それから美の山アジサイの下刈り、破風山の支障木の除去の委託料、そういったものを予算措置をしております、支払いをしております。

それから、89ページになります。上段、19節、道の駅みな整備費の補助金200万円の内容となりますが、これについては道の駅のインフォメーションセンターがございまして、インフォメーションセンターの改修を兼ねて整備をしたものです。この工事によりまして、道の駅のインフォメーションセンターのエリア面積が拡充されたこと、それから直売のほうの店舗が拡大されたこと、それからATMが新設されたことのメリットがございまして、金額的にはこれちちぶ農業協同組合のほうに補助金が支出されております。

が、事業主体であるちちぶ農業協同組合のほうで支払った経費が487万5,371円となります。これに対する補助金となります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

主要な施策の成果報告書の15ページになります。こちらの最初に皆野町勤労福祉センタープール防水塗装工事についてご説明いたします。こちらの工事につきましては、プール槽の被膜が劣化しておりまして、経年のためプール槽鋼板の継ぎ目からの漏水も起こり得る可能性もあるということから、防水塗装工事を行いました。

簡単に説明いたしますと、まず大プールにつきまして420平米及び小プール101平米の防水被膜工事になります。最初に、ケレンサンディング処理をしまして、1度今までの塗装を剥がしております。その後、防水処理を行いまして、さらに塗装してラインも引いております。最終的にトップコートを施しております。そちらがプールの塗装工事の概要になります。

続きまして、文化会館の舞台照明の工事になります。こちらにつきましては、皆野町議会の産業建設常任委員会の7月2日の視察のところで説明をさせていただきました。こちらにつきましては、照明設備工事3期の予定ではございますけれども、その1期工事を30年度に行っております。こちらの工事につきましては、照明操作卓ということで、照明の明るさを明るくしたり、暗くしたりする操作をする操作盤というのですか、操作卓の工事になります。こちらにつきましては、もう故障して一部操作ができないところがございます。また、製造年月日から年数も経過しておりまして、故障の際に部品供給ができないということも点検業者から言われておりまして、改修工事をしたものでございます。その工事をしたときのメリットにつきましては、もう古い機械が新しくなったということで、アナログ式からデジタル式になりました。また、そのデジタル式になりましたところで、照明のいろんなパターンがメモリーでできるということと、またいろんなシチュエーションにも対応できることになりました。また、コンサート等でプロの操作員が来た場合に、持ち込みのパソコンともつながるといふことでの操作卓になります。また、さらに今年度予定しております工事につきましては、年2回の保守点検を実施しています照明設備でございます。ホールの調光装置一式は設置後32年を経過しております。長期の使用に伴いまして、各種の構成部品の劣化が進んでおります。装置、設備の信頼性、また安全性を確保するために計画的な更新が必要というご指摘も受けておりますので、予算を上げてみました。また、故障した場合の修理につきましても、製造を中止されている部品がございますので、その辺の調達が難しくなっております。また、調光装置が故障してしまった場合に、工事に数カ月かかるということもございますので、ホールの利用者の方たちに多大なるご迷惑、ご不便をおかけしてしまうことを考えまして、計画的に更新をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 12番、宮原議員さんの質問に答弁させていただいた内容について一部補足をさせていただきます。

先ほど道の駅みなの改修費として487万5,771円かかっているという設定もさせていただきましたが、これについてはあくまでもインフォメーションセンターの改修費に係る経費であります。それに対して町から補助金を出したということになります。なお、道の駅直売のほうでの改修と、それからATMの改修

費は別途農協さんのほうで負担をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 代表監査委員。

○代表監査委員（田島伸一） 宮原議員さんの質問にお答えいたします。

いつも大変お世話になりまして、ありがとうございます。議員さんの質問は、プールを早くやめるべきであったと、廃止したほうがいいということで、私の見解はいかがであるかというご質問だと思うのですが、その前に行政運営をやっていく上には、費用対効果という言葉がございまして、費用対効果を常に念頭に置いて行政運営をやっていかななくてはならないと思います。私は、費用対効果という言葉が実は大変嫌いなのです。というのは、余り費用対効果ということを使い過ぎまして、こんなことは効果がないからやらないほうがいいということで、基本的な例えば町道等において、余り利用されていないような道については、もうそんなのほっておけばいいやというふうなことで、効果がないからということで、予算を投入しないというふうなことが行われております。

例えばどういうことかと申しますと、私どもの近くに町道が走っておりまして、片方は山、片方は崖のようになっておりまして、15メートルぐらいの高いところをその道が走っているのですが、幅員が乗用車でいっばいでございますので、ちょっと1メートルぐらい広げれば楽に通れるなというふうなことで、実は歴代の区長さんがずっと何とかちょっとあそこを広げていただきたいということで、もう3代、4代の区長がお願いをしております。しかしながら、そんな費用をかけても効果のないところはないのかというふうな考え方なのであろうかと私は推測しているのですが、いずれにいたしましても、そういうふうなことがございますので、ちょっとこの言葉は余り好きな言葉ではございません。しかしながら、通常の行政運営においては、非常にこれが大切なことであらうなというふうに思います。

まず、宮原議員さんのご質問のプールの件の現状でございますけれども、歳入が25、37ページにございますけれども、全部合計しますと392万650円なのです。歳出のほうはではどのくらいかなというのと、125ページに温水プール費というふうなことで5,339万1,574円というふうになっております。この中には工事費1,862万8,920円、こういうものも含まれておるわけでございますが、これを見ますと、費用対効果ということになりますと、もう全然その費用対効果を逸脱してしまっているような状況であらうと思います。

利用人員が30年度は2万8,726人おったと、休館日が70日ございました。ということで私がプールのほうのことをちょっと聞き忘れたことがあるのですが、それはプールの利用率といいますか、稼働率といいますか、現在2万8,726人が1日当たりでは幾人なのかといいますと、97.3人という数字になります。1年間295日で割った数字でございますが、97.3人なのです。この97.3人というのが多い数字なのか、少ない数字なのか、プールの余裕がどのくらいまだあるのだろうか。仮にこの利用者が倍になったとしても、どうも余りお金も上がってこない。700万円ぐらいしか上がってこないというふうなことになりますと、本当にこれは大変な問題だと思います。ただ、私はそのプールを利用するについて、プールはまだまだもっと入れる、もっと大勢の人に利用していただけるのではないかなと、そんなふうに思います。そういうふうなことでございまして、では施設のあり方について、どうしたらいいかということでございますけれども、施設そのものについては、これをすぐに廃止したほうがいいのか、あるいはこのまま続けていったほうがいいのか、いろんな意見があると思うのでございますけれども、今のところ私は施設そのもののPR不足というのものもあるのかな。もう少しPRをしたら、もっと大勢の人に利用していただけるのではないかなと思います。

例えばプールに行きますと、入って右側にちょっとした部屋がございますけれども、あの部屋も貸し出しをしていただけるのだそうですが、そういうことを知っている人はほとんどいないのではないかなと思います。今現在、毎月隔週の火曜日といたしましたか、太極拳をやる人たちがあそこを借りてやっているようですが、その団体のみだそうでございます。したがって、そういうことのPRをしたり、あるいはプールそのものをもっと大勢の人に利用していただくようになったらいいのではないかなと思います。

では、これプールをどうしたらいいのかということにつきましては、議員の皆さん方多数の方がこのプールの存続についてオーケーの姿勢を示されておるようでございます。と申しますのは、3月に予算審議をされたと思うのですが、この温水プール費につきまして5,339万1,000円ということと、工事費が1,862万8,920円ですか、こういうのがあるということで執行部のほうから説明があったことと思うのですが、結局その予算審議をされて、全員の皆さん方がこの予算書に対しまして、オーケー、賛成をされたというふうなことを聞いております。したがって、宮原議員さんのおっしゃることはよくわかるのですが、またその反面、ではこういった施設がなくなってしまうらどうかというふうなことを考えましたときに、町のほうでできる限りのことをやっていこうという姿勢で今やっておるわけでございますので、監査委員の見解といたしますか、どうしたらいいかといいますと、私といたしましては、宮原議員さんのおっしゃることもよくわかりますし、また執行部の考え方もよくわかりますので、私としての見解は控えさせていただきますと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 代表監査委員には見解をいただきまして、ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

この大曾根に770万円奨励金として払ってあるわけでございますが、町としては例えば企業誘致したいというようなことに対して、奨励金を支払う規定とか、そういう条例、そういうものはあるのですか。それでまた、この大曾根に対して700万円を出した根拠を説明していただきたいと思います。

それと、次に観光トイレの清掃でございますけれども、18カ所トイレがあるということでございますが、この清掃はどこに依頼をして、1カ所当たり幾らになっているのか説明をしていただきたいと思います。

それと、浄化槽の保守管理については、普通の家庭ですと、四、五人の家庭ですと、年間の浄化槽の委託料、大体2万円相当が相場だと思います。それから見ますと、この町の委託料は約5万円弱になろうかと思っておりますけれども、観光トイレについては、私の見たい目では普通の家庭より少なくとも済むのではないかという見方をしますけれども、どういうことでこの5万円弱の支払いをしたのかお聞きしたいと思います。

施設の管理委託料については、結構です。

それと、次の道の駅みなこの整備の補助金でございますが、これはインフォメーション施設ですか、この内容については、どういうものなのか、私もちょっとわかりませんが、細かくどういうもので、どういうことでこれを設置したのか。それで、あそこの道の駅は中身等については100%JAちちぶが運営していると思います。それに絡んで町がこのインフォメーション設備に200万円出資した理由を説明いただきたいと思います。

次に、温水プールのこの塗装の件でございますけれども、間違いなく私の頭の中には、前に、十五、六年前、本会議で1,000万円から予算計上したのを、たしか400万円で、おかしいということで、もっと安く

できるのではないかとということで、設楽前町長の末期のときだと思います。末期と言っては失礼ですけども、最後のほうだと思いますけれども、そういう経過もあったので、今後やっぱり教育委員会は事業等については私から見ると、本当に素人で、業者の言われたとおり、こういう予算計上もしているということに対してはもっと真剣にひとつ考えて、今後こういう事業をやる場合には、予算計上については建設課あるいは産業課、特に事業を多くやっているところで、こういった設計、また予算をつくる場合にも詳しいのですから、今後はぜひそういうことで庁内一緒になって予算については考えていただきたいと思います。

きのう全協でも、確かに教育委員会のやっていることに対しては、教育に対しては皆野中学校も県下1番にもなったという報告がありました。それは教育委員会としても成果が上がって、大変結構なことだと思います。しかし、事業については私がいつもいろいろ話をするのですけれども、本当にわからない。素人と同じ。今回なんか特に4,800万円からの予算計上するについて、あんな見積書を1枚ももらっただけで、それとあとのでは業者のはどうなのだよと言ったら、見積もりは。後から出してもらったら、日付は入っていない。町の受付印もない。そんなことで予算計上、4,800万円もの計上すること自体がおかしい。もっと勉強しなくては。

とりあえず教育委員会の答弁は結構ですから、ではほかの答弁をお願いします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 12番、宮原議員さんの再質問にお答えします。

まず、大曾根商事に対する奨励金の関係になります。根拠となる条例ですが、皆野町企業誘致条例がございまして。この条例については、平成20年3月21日に施行されたものです。目的としますと、皆野町における適正な企業立地を推進するために必要な優遇措置を講ずることによりまして、企業誘致の促進を図り、もって産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的としております。この皆野町企業誘致条例施行規則がございまして、この10条に交付決定通知書の交付がございまして、これに基づきまして、交付の決定の手続をとっております。

この規則の第4条に、奨励金の内容の項目がございまして、町長は指定企業に優遇措置として次に掲げる奨励金を交付するものとございまして。(1)としまして、固定資産税相当額奨励金、「指定企業が事業所の用に供するため取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を事業開始後、最初に課税される年度から起算して3年間交付することができる」という内容となっております。これに基づきまして、交付決定の手続をとりまして、平成30年度に奨励金の支出をさせていただいております。

続きまして、観光トイレの清掃の委託の関係ですが、観光トイレの清掃業務につきましては、ビルメンテナンスタイクオリティーに対して支出をしております。平成30年度の支払い額が200万6,316円となります。それから、保守点検の関係ですが、浄化槽のある施設が何カ所かあるわけですが、ほとんどが2万円相当の支払いになるわけですが、その中で秩父華厳の滝の近くに観光トイレがございまして、それに係る保守点検につきましては、循環式のトイレということで、通常のトイレよりも費用がかかります。そのため金額が高くなっていることとなります。秩父華厳の滝にある観光トイレの循環式のトイレの関係で保守点検の金額が年額で総額で高くなっているということとなります。

それから、道の駅の関係になりますが、道の駅につきましては、町のほうで農協さんのほうから建物などを無償で借りまして、町が道の駅として指定を受けております。その後、農協さんが指定管理者として入っております。また、道の駅の条件としまして、機能が3つございまして。休憩機能、これは駐車場とか

トイレを設置する必要があるということで、休憩機能ございます。それから、情報発信機能、地域連携機能がございまして、この中の情報発信機能としまして、地域の観光情報を発信するという機能がございまして、したがって、インフォメーション施設の整備が必要になるわけですが、今回の機会を契機といたしまして、インフォメーションセンターの整備を図ったものです。町が指定を受けた道の駅でございますので、一定の負担をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、最後になりますけれども、この観光トイレの清掃について、先ほど横文字の聞いたことのない会社、これはどこの会社で、それであとこの清掃等についても、町内に清掃会社もあるので、またシルバーを使うとか、トイレの清掃ぐらいだったら、シルバーだって十分間に合うと思うのです。その辺のところを最後に答弁願います。

それと、この浄化槽の管理については、先ほど答弁はなかったので、何でこのトイレについて、1カ所当たり約5万円かかるのか、ちょっと高過ぎるのではないかと……

〔何事か言う人あり〕

○12番（宮原睦夫議員） しないよ。よくわからなかったか。

〔「華嚴の滝だけ循環式だから高いんじゃないの」と言う人あり〕

○12番（宮原睦夫議員） まあそれはいいや。

〔「議長、ちょっと休憩してもらえますか」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 12番、宮原議員さんの再質問にお答えをいたします。

トイレの清掃業務につきましては、現在秩父市に所在をしますハイクオリティーという会社に委託をしております。今後につきましては、他の業者も含めて検討させていただきたいと思っております。

それから、浄化槽の保守点検の業務ですが、通常は年間1万2,000円ぐらいになりますが、秩父華嚴の滝、それから親鼻橋の下のトイレにつきましては、ちょっと高目になっていきますので、平均すると通常よりも高くなっているということになります。繰り返しますが、秩父華嚴の滝のトイレと、それから親鼻橋の下の循環式のトイレの関係で、点検の金額が高くなっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 以上で終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

8番、新井達男議員。

○ 8 番（新井達男議員） 73ページ、目 2 予防費、節13委託料、備考欄の 2 行目ですけれども、海の家開設委託料74万8,000円、これ私はちょっと気になったので、今最後ですが、この 1 点だけ質問したいのですけれども、何年ぐらい前からこれやっているのだから、ちょっと不勉強でわからないのですけれども。

それで、あと利用者数はこれ何人ぐらいでしょうか。

2 点お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 8 番、新井議員さんのご質問にお答えいたします。

73ページ、目 2 予防費の節13委託料、海の家開設委託料74万8,000円でございますけれども、こちらの利用者ですが、大人が196件、子供が80件です。1 人で 2 泊という方もおりますので、176回、80回の利用があったということです。

それから、いつから始まっていますかということですが、昭和58年 5 月 1 日の施行となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 8 番、新井達男議員。

○ 8 番（新井達男議員） それで、今、海に行く人が大分少なくなっているというのですけれども、それ昔から比べたら、今これ利用者数196、子供は80人ということですが、減っていますか、増えていますか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 新井議員さんの再質問にお答えいたします。

統計等はとったものがございませぬけれども、過去の利用件数から見ますと、大分減っております。ここ四、五年は200人前後、特に天候にも影響されますので、夏場、寒いようなときには少ないような人数となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 8 番、新井達男議員。

○ 8 番（新井達男議員） はい、わかりました。質問はこれで終わりです。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第 1 号を採決いたします。

認定第 1 号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号は原案のとおり認定されました。



◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、認定第2号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ページ数はないのですが、この歳入歳出決算に関連して、国保税の子供の均等割減免について伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

本当に今、国保税って高い。何とかしてくれと言う人もいます。せめて収入のない子供に係る均等割減免を実施してほしいということで私も質問しまして、町はことしの4月から国保加入者の第3子からの子供を対象として今年度から減免を行いました。対象者に通知を出していただき、減免手続が終わったと思うのですが、対象者は何名で、この人たち全員が減免されたのかどうか、ちょっと伺いたいのですが。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 5番、常山議員さんからのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税、第3子以降の均等割の減免制度が今年度4月からお世話になったわけでございます。内容についてご説明申し上げます。当初17世帯で3子以上の方がおるということで確認をさせていただきまして、議員おっしゃられるとおり、納税通知書に事前に減免の申請書を封入しまして送付をさせていただきました。申請が出てまいりましたので、件数等につきましてご報告させていただきます。

対象が18世帯ございました。申請いただいた世帯につきましては、6世帯の申請が減免内容を満たしているということで減免させていただきました。ほかの方につきましては、減免がなかった、申請がなかったりしたわけですが、内容を後日確認しますと、減免の申請の基準としますと、税に滞納がない内容等がございます。そうした関係で申請をしなかったという例がございます。1件は申請ありましたが、滞納があった関係で減免不可という形にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） そうすると申請者6世帯が減免になって、17世帯の中で6世帯しか減免の許可ができなかった、なかったということですね。本当に私としてはその対象になる全世帯がちゃんと減免になって、ああ、よかったなと思っていただいたと思っていたのですが、現状では申請者6世帯しか減免にならなかった。税の滞納とか、そういう条件があったということが私も後になって知ったようなことで、本当に勉強不足だったなと思うのですが、この減免という言葉がすごくひっかかります。軽減だと自動的に減額されるものもあるそうですが、減免というのは、まず申請が必要で、そして税に対する滞納がある者はだめだと、そういうことが私もわかりました。勉強不足だったということもあるのですが、この取り組み、この均等割の減免というのは、全国的にも本当にまだ少なく、25自治体ぐらいしかまだそういうことができているわけでは。それで、皆野町も大変全国的にも注目されました。それで、鳥取のほうからも私に電話がかかってきて、どういう状況でこういうふうになったのですかなんていうのを電話で質問されました。そういうことで、よかったなとは思ったのですが、この実態を聞くと、対象全員が減免されていないというような状態です。これでは町長、子育て支援にならないと思うのです。せっかくこういうふうなことが皆野町として施行されたわけなのですが、それで私としてはこれに関しては税金の滞納がないものという要件を削除できないものかどうか。無理な話なのでしょうか。どうでしょう。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 納税というのは国民の義務であります。そんな関係から、しっかり納めていただいて、そして今、税務課長が申し上げたように、その後に減免をすると、これが基本だと思います。検討はしていきたいと思いますが、今申し上げたような形で取り組んでいければと思っております。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 税の納税というのは義務、もちろんそうなのですが、国保に関しては、やはり本当に高い。そして、子供が3人以上いる。ますます国保税が高くなっているわけです。そういうところで町長も検討していきたいという答弁なのです。ぜひこの均等割については、みんなが受けられる、そういうように町としても検討していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番。1点だけちょっと今の関係、145ページ、一番上の行で、収入済額の次に不納欠損、それが323万1,215円、この不納欠損になった理由がわかればお伺いします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 10番、四方田議員さんからのご質問にお答えいたします。

145ページになります。不納欠損額の323万1,285円につきまして、ご説明をさせていただきます。件数にいたしまして318件、件数といいますか、納期ごとの件数になろうかと思うのですが、318件、323万1,285円ということで、28人分の欠損でございます。内容にしますと、地方税法の15条の7ということで、無財産、生活の困窮、所在不明という内容で、無財産につきましては71件、生活困窮につきましては45件、所在不明は8件という内容で124件を不納欠損させていただいております。さらには、地方税法第18条に該当ということで、5年間の内容で、いろんな差し押さえ等をするわけでございますが、やはり差し押さえする物件がなく、5年がたち、時効となってしまった関係の物件が194件ございます。合計しまして323万1,285円の欠損をさせていただきました。

以上でございます。

○10番（四方田 実議員） はい、わかりました。

○議長（大澤金作議員） いいですか。

○10番（四方田 実議員） はい。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。



◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第3、認定第3号 平成30年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。



◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、認定第4号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

以上、認定第1号から認定第4号までの4議案について審議を終了いたしました。

田島代表監査委員におかれましてはご苦労いただき、まことにありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第5、議案第23号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 議案第23号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、女性活躍推進の観点から住民票、個人番号カード等へ旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、またあわせて現行の住民基本台帳システムでは、運用不可能な印鑑証明に係る電子申請を廃するものでございます。

議案の後ろに参考として、現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。

1 ページ目の下段、第5条第2項第3号は、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏を登録する規定を追加するものでございます。

2 ページ目の中段、第6条第1項第1号は、印鑑登録の制限として旧氏を追加するものでございます。氏名、氏、名、旧氏若しくは通称によってあらわしていないものは、登録することができないと除外規定するものであつて、旧氏をもって登録することを可能とするものでございます。

その下から3ページ上段にかけては、印鑑登録証明書の電子申請に係るものでございます。

この制度は、平成17年11月から施行しておりまして、14年間経過しますが、これまで電子申請の実績は一件もございません。また、現システムでは、運用不可能なことから、条文を削除するものでございます。

3ページ目の下段、第13条第1項第2号は、印鑑登録証明書の交付に氏名として、住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び旧氏を記載するものでございます。

議案の2枚目の改正条例部分にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、電子申請に係る条文削除以外の規定は、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番です。旧氏で登録ができるということなのですが、今現在使っている印鑑登録、印鑑証明書、印鑑登録の印鑑、それと旧氏の印鑑と二重にこれは登録できることができますか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 10番、四方田実議員さんのご質問にお答えします。

別々の登録ではございませんでして、現在の氏の後に括弧書きで旧氏が記載されるような形をとるような形になります。ですから、失礼ですが、四方田さんが長島になった場合に、長島の名字がまずありまして、その後に括弧で四方田という名が入るといような形の印鑑証明になります。

〔何事か言う人あり〕

○町民生活課長（長島 弘） ええ、1つです。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） では、印鑑は1個、登録する印鑑は1個、2個ではなくて。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） ええ、そのとおりでございます。1つでございます。

○10番（四方田 実議員） では、判こに2文字書くわけ。登録するのに、印鑑。登録だけで、判こもあるでしょう。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 登録の印鑑につきましては、先ほどご説明したとおりに、旧氏によっても登録できるのですが、氏名、氏、名、旧氏若しくは通称という、それがなければ登録できませんので、印鑑ですと1つで名前が、違う姓の、今現在使っている姓と違う旧氏でも登録はできるという形です。印鑑証明は1つでございます。

○10番（四方田 実議員） 印鑑証明は1つ、判こも1つ。

○町民生活課長（長島 弘） はい。説明が足らず申しわけございません。お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

○10番（四方田 実議員） はい。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第6、議案第24号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、本年10月から利用者負担額を改正する必要があるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 議案第24号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

条例案1ページをごらんください。第1条、趣旨は10月より施行される子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園や保育園、認定こども園に通う子供の利用者負担額を定めるものでございます。

第2条、利用者負担額は各区分の利用者負担額を定めております。

第1項は、3歳から5歳児の利用者負担額を無償と定める旨の規定でございます。

第2項は、満3歳未満の利用者負担額を4万4,100円を上限として、別途規則で定める旨の規定でございます。

第3条、利用者負担額の減免は、別途規則で定める事由に該当する利用者に対し、申請により減免する旨の規定でございます。

第4条、委任は、条例の施行に関し必要事項を別途規則で定める旨の規定でございます。

附則、第1項は本条例の施行期日、第2項は経過措置、第3項は皆野町立皆野幼稚園保育料徴収条例について保育料が無償となることから、廃止する旨を定めるものでございます。

なお、参考として、改正前の条例全文が資料としてございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） この条例を見る限りはよくわからないのですけれども、幼児教育や保育の無償化というのは、子育て世代の負担軽減という点では、これは前進だと思うのですが、例えば今回広報みなのが配布されまして、この中に10月から幼児教育・保育無償化がスタートしますということで、いろいろ表があります。それを見ますと、この認可保育所にゼロ歳から2歳児を預ける課税世帯は無償にならないのです。それとか、この無償化というのは、利用料だけで、給食費なんかは無償になりません。条件によっては副食費のみ免除されていますが、そういういろんなことが考えられるのですが、町にある保育園や幼稚園に子供を預けている利用者の今までより負担が増えるという人はいるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんのご質問にお答えをいたします。

保育園の関係となりますけれども、制度改正によりまして、議員さんおっしゃるとおり、新たに保護者負担となる費用もございます。ただ、保育料が無料化されるために、保護者の負担が今までより増えるという、そういった家庭はございません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今答弁されたのは保育園ですよね。では、幼稚園のほうはどうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） こちらの今回の条文の中にあります1項、3歳から5歳児の利用負担額を無償と定めるということで、幼稚園のほうは無償ということになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ということは、幼稚園のほうも今までより負担が増えるという人はいないわけですよね。はい、わかりました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 常山議員の質問と重なるところがあるかと思うのですが、条例の第2条の2項になります。1項につきましては、3歳児から5歳児までは無償化ということでありますので、問題はないと思うのですが、2項の3歳未満の場合、非課税世帯については利用料は無料になるということなのですが、ここにも書かれているのですが、月額4万4,100円を上限として規則で定めるということになります。現状でも所得によって、いろいろ利用料が規定されておられると思うのですが、ここの部分についても現状より利用料が高くなるとかということではなくて、現状より同じか低いのか、この点についてお聞きしたいと思います。

また、認定されている幼稚園なり、保育園なり、またこども園については無償化ということではっきりしているのですが、認可外の保育施設の場合、無償化というか、利用料を限度を決めて支払うという、そ

ういった形になろうかと思えます。そういったケースが皆野町の場合あるのか。先ほどの主要な施策の成果報告書の6ページ、四方田議員のほうから質問がされていたところなのですが、この保育所入所児童保育事業の中で皆野町の場合、13施設に委託しているということが書かれているのですが、この13施設については全て無償化の対象になっているのかどうか、そして認可外といいますか、これ以外のところに預けている方がいるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

具体的になって申しわけないのですが、いろいろ特色ある保育といいますか、町の中でも今注目されておりますが、花の森こども園、ここについてはこの無償化の対象になるのかどうか。

それと、今回の教育・保育無償化ですから、保育園なり、幼稚園とか、認定外の施設に預けている方以外、要するにだからどこにも預けていない、そういった子育てをされている方、そういった方が町内にいるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

規則につきましては、健康福祉課のほうで所管をいたしますので、健康福祉課長のほうでお答えさせていただきます。

条例の第2条第2項の中で月額4万4,100円を上限として規則で定めとなっておりますけれども、現在町の保育料の規則につきましては、国より大幅に減額して保護者負担の軽減を図っております。したがって、現状の保育料を維持するという考えで4万4,100円というのも現在の保育料の中の最高額でございます。

それから、認可外保育施設が町内にあるのかというご質問でございますけれども、認可外の届け出が出ている施設が2施設ございます。この施設から確認という届けをいただいて、この新しい制度の対象の施設として町として認めるということなのですけれども、現在届け出が出てきていますのが、ヤクルトの保育ルーム、それから花の森こども園につきましても、現在手続中でございます。また、もう一カ所問い合わせが来ていますけれども、今のところ具体的に話が来ているのは2カ所でございます。そちらの中で皆野町在住の方は花の森こども園に1人該当になる児童がいるという連絡が来ております。この認可外保育施設で該当になるという条件の中では、保育に欠けるということが条件でございますので、就労等をされている家庭ということになるかと思えます。

それから、現在成果報告書のほうで13施設という記載がございますけれども、全て無償化の対象の施設でございます。

最後に、施設に預けていない家庭があるのかといいますと、何人というのは把握はしてありませんけれども、保育園には預けずに、家庭で育児をしているというご家庭があります。その家庭につきましては、子育て支援センター「きらきらクラブ」等を利用して、保護者間の交流とか、お子さんの相談なども行っており、そういう形で、町では支援をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議案第25号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第25号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第25号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,241万4,000円を追加し、総額を42億2,534万9,000円とするものでございます。

2 ページから4 ページまでが第1表、歳入歳出補正予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3 ページをお開きください。まず、歳入の主なものからご説明いたします。最上段、款11地方交付税の普通交付税1億4,579万4,000円の増額は、交付額の決定によるものでございます。なお、

今年度の普通交付税交付額は13億2,021万1,000円となりました。

その下、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2社会福祉費国庫負担金の障害者自立支援給付費国庫負担金460万8,000円の増額は、サービス利用人数及び利用回数の増加による町の負担金の増に対し、国の負担分を受け入れるものでございます。なお、補助率は2分の1でございます。

最下段、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の障害児給付費等県負担金230万4,000円の増額も同様に県の負担分を受け入れるもので、補助率は4分の1でございます。

4ページに移ります。2段目、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金の農村地域防災減災事業県補助金620万円の増額は、大字国神地内の一ト星池について、豪雨耐震調査を実施するための県補助金を受け入れるものでございます。

次に、ページ中ほど、項3県委託金、目1総務費県委託金の参議院議員補欠選挙委託費交付金629万6,000円の追加と参議院議員補欠選挙開票速報事務委託費交付金5万円の追加は、10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙に係る経費について県委託金を受け入れるものでございます。

その下、款19繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金の1億898万8,000円の減額及び目4財政調整基金繰入金の7,991万5,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

最下段、款19繰入金、項1特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金84万円の追加及び5ページに移りまして、目3介護保険特別会計繰入金573万2,000円の追加は、平成30年度の負担額確定による一般会計への返還金を受け入れるものでございます。

最下段、款20繰越金の前年度繰越金7,608万7,000円の増額は、平成30年度決算額の確定によるものでございます。

続いて、歳出に移ります。6ページをごらんください。2段目、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費の庁舎トイレ洋式化工事費34万1,000円の減額は、工事費の確定によるものでございます。

7ページに移りまして、最上段、項2徴税费、目2賦課徴収費の税還付金226万1,000円の増額は、法人町民税の確定申告において事前に予定納付があった額と200万円を超える差額が生じた法人があったため、その還付に対応するものでございます。

3段目、項4選挙費、目2参議院議員選挙費に計上しております各費目は、歳入でもご説明いたしました参議院の補欠選挙に係る経費で、次の8ページにも続いておりますが、合計634万6,000円の追加でございます。

8ページの3段目、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19の障害児給付費等負担金921万8,000円の増額は、障害児放課後デイサービスの利用者の増によるものでございます。

同じく目3老人福祉費、節28介護保険特別会計繰出金605万4,000円の増額は、介護サービスの利用内容が変化してきていることから、介護保険特別会計で不足が見込まれる分を繰り出すものでございます。

9ページに移りまして、3段目、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13農村地域防災減災事業委託料690万円の増額は、歳入でもご説明いたしましたが、大字国神地内の一ト星池について、豪雨耐震調査を実施するためのものでございます。

10ページに移ります。最上段、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節13委託料の旧日野沢小学校跡地橋りょう耐力検査業務委託料97万9,000円の追加は、旧日野沢小学校跡地の公園整備に向けて、現在日野沢川にかかっている2本の橋について耐力検査を実施するものでございます。

その下、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費200万円の増額は、町道国神1号線及び皆

野61号線の補修工事を実施するためのものがございます。

同じく目3道路新設改良費1,770万円の増額は、町道皆野128号線及び皆野160号線の改良工事を実施するためのものがございます。

11ページに移りまして、最上段、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節20扶助費の要保護・準要保護児童生徒援助費27万9,000円の増額及び次の段の項3中学校費、目2教育振興費、節20扶助費の要保護・準要保護児童生徒援助費88万4,000円の増額は、ともに国の補助単価の確定と認定者の決定によるものがございます。

12ページに移ります。中ほど、項5社会教育費、目4総合センター費の駐車場補修工事費63万9,000円の追加は、総合センター裏側の駐車場について、老朽化したフェンスの交換等を行うためのものがございます。

13ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 何点か質問をさせていただきます。

最初に、歳入の関係なのですが、3ページの款11地方交付税、目1地方交付税、地方交付税の普通交付税1億4,579万4,000円の増額補正ということですが、普通交付税の決定に伴うということだと思っておりますが、皆野町の場合、平成27年度の錯誤分ですか、7,055万円、これを今年度の地方交付税の中で返還するといえますか、相殺するというか、そういう形が予算化されていたかと思っております。これらを錯誤分を調整した決定額なのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、午前中の議案第24号とも関連するのですが、この幼児教育・保育の無償化に向けた電算システム改修の補助金については、6月の一般会計補正予算（第1号）で追加補正として計上されていたかと思っております。ただ、10月からの無償化に伴いまして、当然国庫負担金なり、県の負担金等増額補正がされているのかなと思いましたが、全然それに関連するところが見当たらないような気がします。無償化に伴う当然10月からは保護者の負担金ですか、なくなるわけですから、それにかわる国なり県の負担金があるべきかなと思っております。この関係の補正については、いつごろを考えているのか、お聞きしたいと思います。

歳出の関係なのですが、10ページの項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節13委託料なり、節15工事請負費、節17公有財産購入費の関連になるかと思っておりますが、1点は、町道皆野128号線について、この終点といえますか、県道皆野荒川線との交差点の手前の測量設計というふうに理解しているわけなのですが、この詳しい説明と、ここの測量設計が終われば128号線の全線の改良に向けた測量設計が終わるといふふうに理解してよろしいのかどうか、これが1点です。

2点目なのですが、町道皆野160号線の関係になります。この路線につきまして、6月の一般質問でも触れさせていただきましたが、矢尾跡地の上手の町道になるかと思っております。早速今9月議会の補正で、今年度改良工事まで予算化されているかと思っております。土地の購入費なり、また改良工事費ということで計上されております。ただ、物件補償の予算等は見当たらないところを見ますと、恐らく矢尾跡地側に拡幅なり、道路の形状というか、そういったことが大まか予想されるのですが、この辺の詳しい道路形状といえますか、説明をいただきたいというふうに思います。

それと、町道皆野128号線に関係するかどうかわからないのですが、関連する地主さんというか、それらも含めまして、町道皆野128号線と県道の反対側といいますか、128号線の反対側、ここに町道皆野15号線が存在しているかというふうに思います。この町道皆野15号線につきましては、県道皆野荒川線ですか、そこから町道皆野2号線、線路をまたいで裏通りといいますか、そこと交差する幹線的な町道だというふうに思います。ただ、15号線の起点から一部大変軽自動車がやっと通れるぐらいの道路幅であります。この区間について、町として改良工事の考え等ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからご質問のありました3ページ、歳入の款11地方交付税の中の普通交付税についてお答えいたします。

皆野町におきましては、平成27年度の交付税算定におきまして、児童手当特例給付支給の状況の対象人員に対しまして、誤りがございました。これにつきましては、平成30年度に交付税検査がございまして、錯誤額が認定されたわけでございます。その錯誤額につきましては、7,055万3,000円、これを返還するというようになっております。今回の交付税額の中で、その錯誤額が調整をした決定額かということですが、調整をした後の決定額ということでございます。交付税、国全体におきましては、増額となっていることから、それぞれの交付税の交付額も増加傾向にございます。そうしたことから、今年度につきましては、前年度と比べまして、5,038万9,000円の減額にとどまっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

10月からの幼児教育・保育無償化に係る補助金等についてという内容なのでございますけれども、内海議員さんおっしゃいましたとおり、6月の補正でシステム改修589万1,000円の補正を計上しております。今回の補正の中で関連するのが3ページの中段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1の民生費国庫負担金の節7子育てのための施設等利用給付費国庫負担金、こちらが無償化の実施に伴いまして、認可外保育施設に通われている対象児童に対する補助金分を計上したもので、それに係る国の補助金でございます。

次のページの4ページ、款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節3児童福祉費県補助金、こちらの58万9,000円も無償化に伴う事務費の補助金の計上でございます。

歳出では、9ページになります。上段、款3民生費、目1児童福祉総務費の19節負補交、子育てのための施設等利用補助金、こちらが国庫補助金と同じ57万8,000円、10分の10国の負担ということで、今年度につきましては、こちらで認可外保育施設の対象児の補助金を計上してございます。

保育園の委託料等に係る国の今年度の負担分につきましては、今後変更交付申請とか、そうした交付の手続が進みました後に、補正を上げさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんからのご質問にお答えします。

10ページになります。款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費の中に、13委託料、15工事請負費、17備品購入費とございます。この関連がありますので、説明させていただきたいと思います。

まず最初に、町道皆野128号線でございます。これは、先ほど内海議員さんが申されましたように、旧金子米穀店さん脇の町道になります。場所につきましては、県道皆野荒川線から清水病院さんの裏の町道

125号線の交差点まで約50メートルの区間になります。そこの区間の路線測量設計調査等を行うものでございます。これに伴いまして、140号バイパスから県道までの区間が128号線になります。この道路設計を行いますと、一応測量設計等は終了いたします。ただ、一部用地がまだ購入できていないところがございます。そこをこれから用地交渉しながら進めていきたいと思っております。

続きまして、160号線になります。これにつきましても旧皆野矢尾さんの脇の道になります。県道皆野荒川線と町道皆野161号線交差点から、中睦新聞さんの脇の町道になります。これに伴いましては、線形といたしましては、161号線側の矢尾さんの土地を一部利用し、その後、もとの商工会の跡地、今、町有地になって、駐車場として利用しているところがございます。そちらを道路用地としまして線形を軽いS字カーブというのですか、S字カーブになる形になります。なお、これに伴いましての物件補償については、物件がかかりませんので、用地のみという形にさせていただいております。

続きまして、皆野町道15号線の関係でございます。この15号線につきましては、平成5年度に皆野2号線から踏切を渡りまして、皆野115号線交差点までの区間約127メートルの工事を行っております。ご質問の県道皆野荒川線から皆野115号線までの約50メートルの区間につきましては、町道皆野115号線から約20メートルの間につきましては、道路後退によりまして、道路が約20メートルぐらい広がっております。おりますが、県道皆野荒川線側につきましては、両側に住宅がございます。この住宅等がありますので、今後道路改良につきましては、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。要望になろうかと思うのですが、15号線の関係です。これにつきましても、本町商店街の再生ということについて、大きく関連するかというふうに思いますので、町道番号からいっても、15号線ということであります。大変幹線的な町道であろうかと思っておりますので、先ほど建設課長からも答弁をいただきましたが、県道から約20メートルぐらい先のところについては、既に住宅が新築されておりますが、もう後退して住宅も建てられていると。残されているのは県道沿いの20メートルぐらいの区間ですが、そういったことであるようです。ぜひこれらも含めまして、15号線、全線拡幅改良ができるように検討を進めていただきたいと、このように要望させていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第26号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第26号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 議案第26号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について内容のご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただいて、1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に7,783万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億9,083万4,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの次の予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金7,783万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。款2保険給付費、項1療養諸費、目3一般被保険者療養費200万円の増額は、当初予算において計上した一般被保険者療養費に不足が生じる見込みであることから、増額するものでございます。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金7,524万8,000円の増額は、財政調整基金に積み立てるものでございます。

5ページをごらんください。款9諸支出金、項2繰出金、目1繰出金84万円の増額は、平成30年度出産育児一時金を7人見込んでおりましたが、4人であったため、精算の上、3人分を一般会計に繰り出すものでございます。

6ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第26号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第9、議案第27号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第27号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第27号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただき、1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に7,262万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億8,116万1,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料10万9,000円の増額は、令和元年度本算定により保険料が決定したことによる補正でございます。説明欄のとおり、特別徴収保険料は746万4,000円の増、普通徴収保険料は735万5,000円の減額でございます。

次の款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金691万7,000円の増額は、介護サービス給付費の増加によるものでございます。

次の項2国庫補助金、目1調整交付金771万6,000円の減額は、当初予算では給付費の5.9%を見込んでいた交付割合が5.35%に変更されたことが主な要因でございます。

次に、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金1,582万2,000円の増、節1現年度分1,291万1,000円の増額は、介護サービス給付費の増加によるものでございます。

その下、節2過年度分291万1,000円の増額と次の目2地域支援事業支援交付金163万6,000円の増額は、

平成30年度交付金の確定による追加交付でございます。

その下、款5県支出金、項1県負担金862万6,000円の増額は、介護サービス給付費の増加によるものでございます。

4ページをお開きください。款8繰入金、項1一般会計繰入金、合わせて605万4,000円の増額は、それぞれ歳出科目の補正に伴うものでございます。

款10繰越金、平成30年度決算によりまして、4,117万3,000円の増額補正でございます。

5ページをごらんください。歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費258万4,000円の増額は、節13委託料220万円の追加補正が主なものでございます。これは、次期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査委託料を計上したものでございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3地域密着型介護サービス給付費174万8,000円の増額は、利用者の増加によるものでございます。

1つ飛びまして、目5施設介護サービス費4,441万7,000円の増額は、入所者の増加によるものでございます。

7ページをお開きください。上段、項2介護予防サービス等諸費、目3地域密着型介護予防サービス給付費101万5,000円の増額は、利用者の増加によるものでございます。

9ページをお願いいたします。下段、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金2,164万6,000円の増額は、説明欄にございますように、平成30年度の精算によります返還金でございます。介護給付費に係る国庫支出金返還金921万9,000円、同じく県支出金返還金604万1,000円、一般会計返還金573万3,000円の計上が主なものでございます。

款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして、44万9,000円を増額するものでございます。

10ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第10、議案第28号 令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長(石木戸道也) 議案第28号 令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長(長島 弘) 議案第28号 令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、内容のご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただいて、1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に82万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,371万2,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの次の予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金82万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。最下段、款4予備費、項1予備費、目1予備費79万3,000円の増額は、剰余金額を計上するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



### ◎日程の追加

○議長(大澤金作議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第17号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第17号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時49分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎同意第17号の説明、質疑、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第1、同意第17号 監査委員の選任について同意を求める件を議題いたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第17号 監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員の田島伸一氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となることから、新たに吉橋富造氏を選任したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第17号 監査委員の選任について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により、無記名投票で行いたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第17号 監査委員の選任について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第17号 監査委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に11番、内海勝男議員、12番、宮原睦夫議員、1番、大塚鉄也議員、以上3人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に11番、内海勝男議員、12番、宮原睦夫議員、1番、大塚鉄也議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第17号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤金作議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤金作議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤金作議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤金作議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第17号 監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎同意第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第2、同意第18号 公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第18号 公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の堀口喜久氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となることから、引き続き選任したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第18号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第18号は同意することに決定しました。



◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

総務教育厚生常任委員長、4番、宮前司議員。

〔総務教育厚生常任委員長 宮前 司議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長（宮前 司議員） 4番、宮前司です。総務教育厚生常任委員会から委員長報告を行います。

令和元年6月25日月曜日、学校訪問を行いました。まず、皆野中学校を訪問し、委員が2班に分かれ、時間は3分程度ですが、5クラスほどの授業を拝見いたしました。先生と生徒のつながりを持ち、活発な授業を見ることができました。その後、会議室に戻り、3名の先生から学校経営の基本8項目の説明を伺いました。先に授業を見たことで、先生と生徒の一体感「つなぐ」を実感いたしました。

次に、みらい創造課の対応で、お試し居住住宅を視察いたしました。2LDKで、DIYを施し、思った以上に床も壁等もきれいでした。今まで1組の体験者があり、今後も5組の申し込みがあるそうです。皆野町に住んでみたい希望者が思った以上に多いので、安心いたしました。

最後に、学校給食センターに伺い、御飯をおいしくいただきました。

詳細につきましては、議長への報告書のとおりです。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



### ◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

産業建設常任委員長、3番、小杉修一議員。

〔産業建設常任委員長 小杉修一議員登壇〕

○産業建設常任委員長（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。産業建設常任委員会の報告をいたします。

本年、令和元年7月2日、梅雨の暑さの中、13カ所の現場を視察いたしました。また、道中、新規就農者の耕作地を訪問し、鈴木さんの意欲的なお話を聞くことができました。朝方、文化会館において舞台照明設備改修工事について見学させていただきました。大変な装置が入ったなと我々みんな感心した次第でありました。

その後、文化会館から歩いて、みらい創造課で建てられたお試し住宅を案内していただき、中を見学いたしました。

その後、町内の主要な工事現場を見て回りました。町道国神128号道路改良工事は、電柱移設のおくれ

から平成30年度への繰り越しとなりましたが、見事に完成し、道幅が広がったことにより、安心・安全性が向上したことを確認いたしました。

また、町道国神115号線道路改良工事については、狭隘な道でありましたが、緊急車両の通行にも問題がないことを確認いたしました。

その他、それぞれの事業は、計画のとおり完成し、狭隘道路の解消、地滑り地域での道路改良工事、安全性を第一にコスト面を考慮した工法、新たな工法、資材の採用などを図っていることを確認いたしました。

町道皆野59号線は、継続的に工事が進められ、踏切改良工事が完成すれば供用開始となります。道路改良工事、道路排水施設設置工事も完成しております。

林道浦山線にあっても、県営林道上武秩父線までの間の舗装工事が完了いたしておりました。今後も継続事業を確実に実施するとともに、現場の状況に合わせて景観に配慮した資材、工法の採用、さらには工事現場の安全確保、道路管理の徹底を図るなど執行体制の強化や計画的、効率的を重視した事業推進を望みます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



#### ◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元にご配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



#### ◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたし

ます。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



#### ◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第7、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



#### ◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第3回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 大 澤 金 作

署 名 議 員 四 方 田 実

署 名 議 員 内 海 勝 男